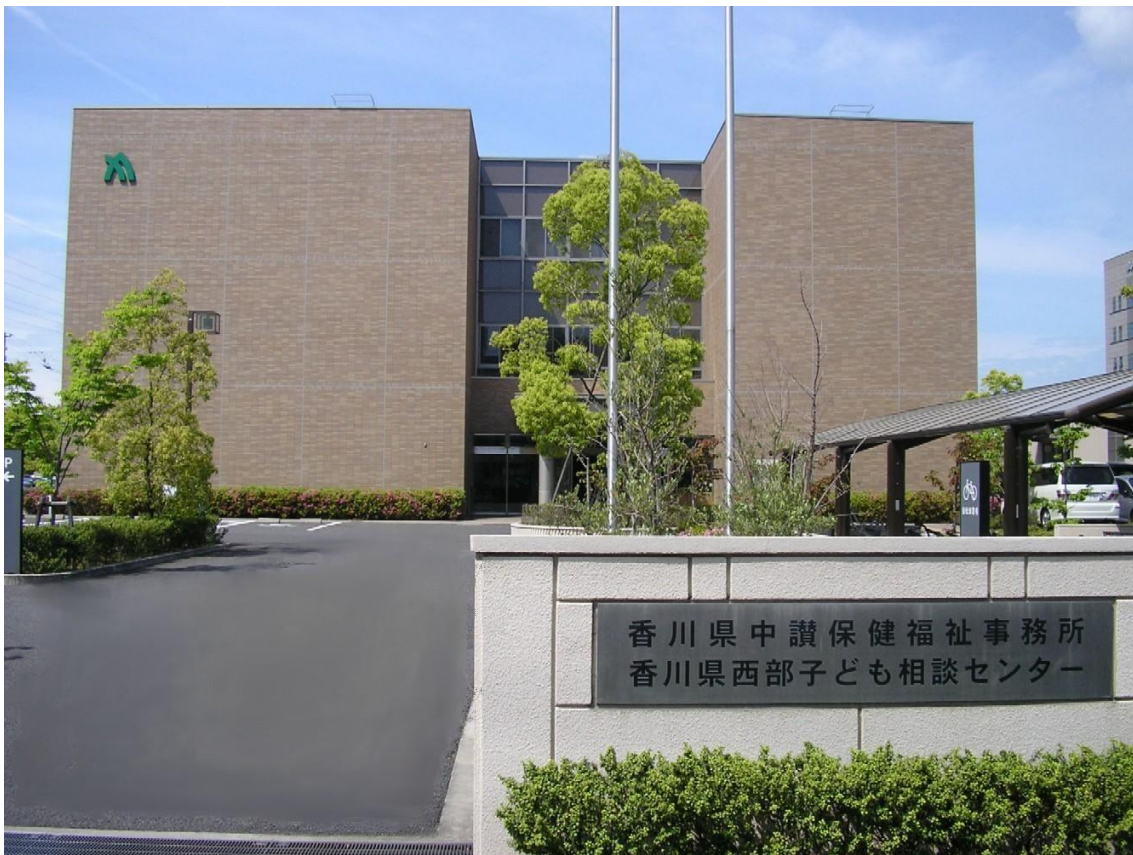


令和4年度

業務の概要



香川県中讃保健福祉事務所

〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目526番地

目 次

第1章 管内及び事務所の概要

第1節 管内の概要	1
第2節 事務所の概要	4
第3節 事務所の重点活動・事業	10

第2章 安全・安心対策班業務

第1節 総合的な企画調整	11
第2節 健康危機管理	12
第3節 人材育成	13
第4節 情報の収集・分析及び調査研究等の推進にかかる調整	15

第3章 生活福祉総務課業務

第1節 統計調査	16
第2節 母子及び父子並びに寡婦福祉	16
第3節 障害者福祉	18
第4節 児童福祉	18
第5節 民生委員・児童委員	18
第6節 生活保護	19
第7節 生活困窮者自立支援業務等	21

第4章 健康福祉課業務

第1節 健康づくり・食育推進	22
第2節 生活習慣病対策	23
第3節 栄養改善	24
第4節 給食施設	26
第5節 難病対策	28
第6節 原爆被爆者援護	30
第7節 石綿（アスベスト）対策	30
第8節 かがわ思いやり駐車場制度	31
第9節 ヘルプマーク配付業務	31

第5章 保健対策第一課業務

第1節 感染症対策	32
第1節—1 結核対策	32
第1節—2 その他の感染症対策	36
第2節 骨髄移植提供希望者登録推進事業	40
第3節 医療	41
第4節 統計調査(人口動態統計)	42

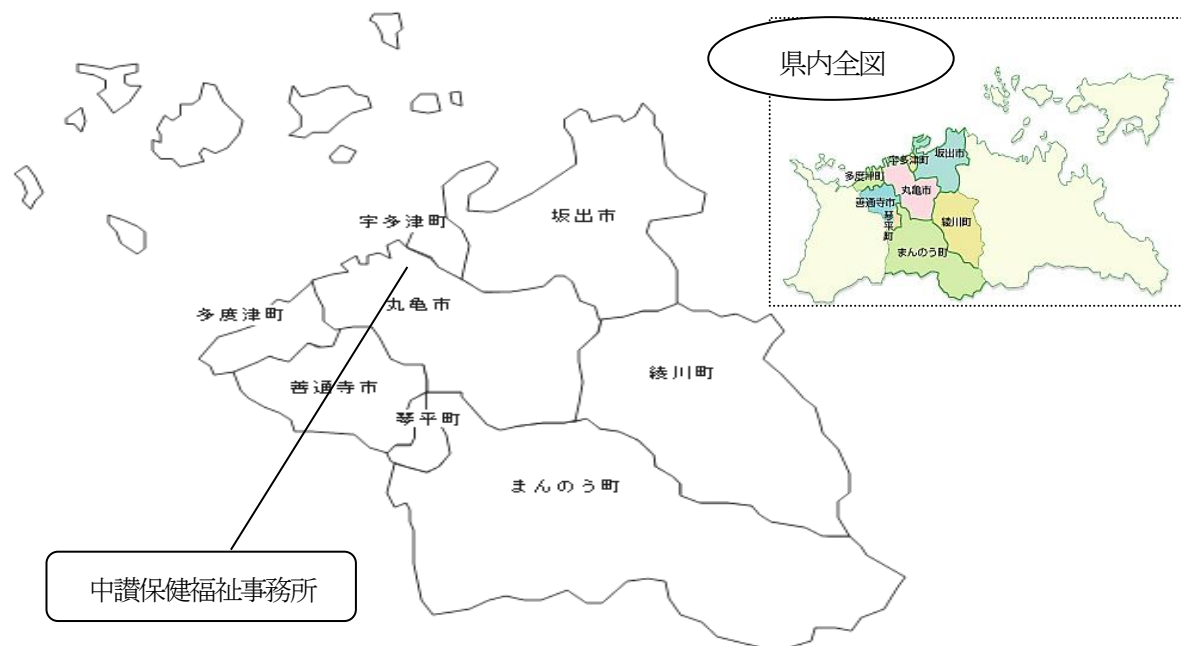
第6章 保健対策第二課業務	
第1節 精神保健福祉対策	43
第2節 母子保健	51
第7章 衛生課業務	
第1節 生活衛生	54
第2節 薬事衛生	55
第3節 血液対策	57
第4節 温泉	57
第5節 食品衛生	58
第6節 狂犬病予防・動物愛護・乳肉衛生等	64
第8章 試験検査室業務	66
第9章 環境管理室業務	
第1節 環境の保全	69
第2節 廃棄物対策	70
第3節 浄化槽対策	72
第4節 水道水及び飲料水	72
相談・検査日時について	73

第1章 管内及び事務所の概要

第1節 管内の概要

1 事務所所管区域

管内は、3市（丸亀市・坂出市・善通寺市）5町（宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町）となっている。



2 管内人口等

(1) 市町別人口、世帯数、面積

(R4. 10. 1 現在)

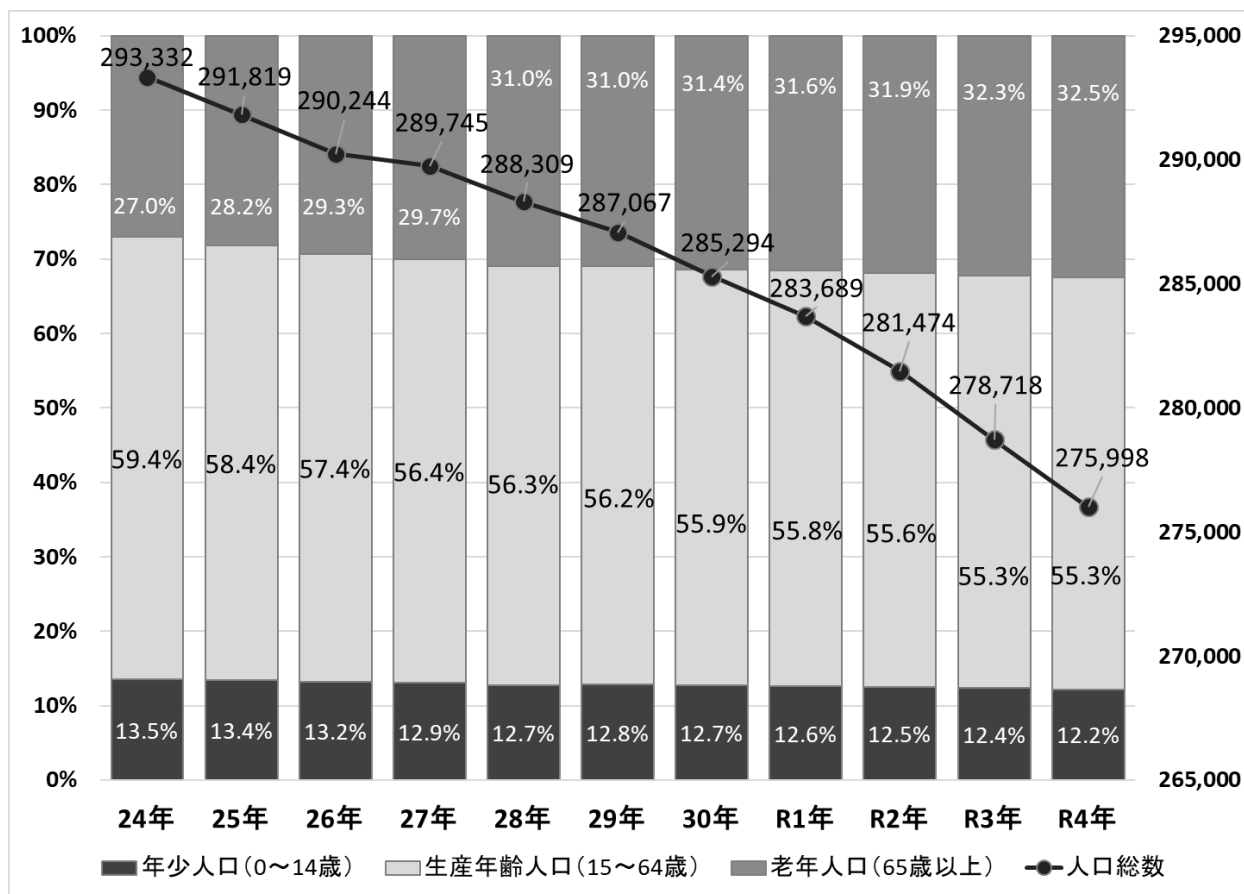
市町名	人口			世帯数	面積※ (k m ²)
	総数	男	女		
丸 亀 市	108,541	52,491	56,050	46,101	111.83
坂 出 市	49,439	23,635	25,804	21,347	92.49
善 通 寺 市	30,780	15,320	15,460	13,096	39.93
宇 多 津 町	18,687	9,154	9,533	8,932	8.10
綾 川 町	22,260	10,775	11,485	8,916	109.75
琴 平 町	8,105	3,752	4,353	3,618	8.47
多 度 津 町	21,399	10,679	10,720	9,292	24.39
まんのう町	16,787	8,071	8,716	6,468	194.45
管 内 計	275,998	133,877	142,121	117,770	589.41
香 川 県	933,757	451,188	482,569	409,541	1,876.91

資料：香川県人口移動調査報告(面積除く)

※面積：全国都道府県市区町村別面積調(R4. 10. 1 現在)

(2) 管内の人口総数と年齢別人口割合の推移

資料：統計調査課「香川県人口移動調査報告」



(3) 市町別年齢区分別人口割合

(R4. 10. 1 現在)

市町名	総数	0~14歳 (年少人口)		15~64歳 (生産年齢人口)		65歳以上 (老年人口)	
		実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
丸 亀 市	108,541	14,351	13.4	61,078	57.0	31,652	29.6
坂 出 市	49,439	5,248	10.7	25,822	52.6	18,002	36.7
善 通 寺 市	30,780	3,589	11.8	17,186	56.5	9,639	31.7
宇 多 津 町	18,687	2,526	13.8	11,666	63.9	4,052	22.2
綾 川 町	22,260	2,528	11.4	11,486	51.8	8,173	36.8
琴 平 町	8,105	689	8.5	3,994	49.4	3,398	42.0
多 度 津 町	21,399	2,362	11.2	11,539	54.7	7,175	34.0
まんのう町	16,787	1,994	11.9	8,206	49.0	6,542	39.1
管 内 計	275,998	33,287	12.2	150,977	55.3	88,633	32.5
香 川 県	933,757	109,323	12.0	506,101	55.5	296,435	32.5

※資料：香川県人口移動調査報告 第3表

総数には年齢不詳を含むため、年少・生産年齢・老齢の各人口の合計とは合わない。

割合は年齢不詳を除いて算出。四捨五入処理により合計が一致しない場合がある。

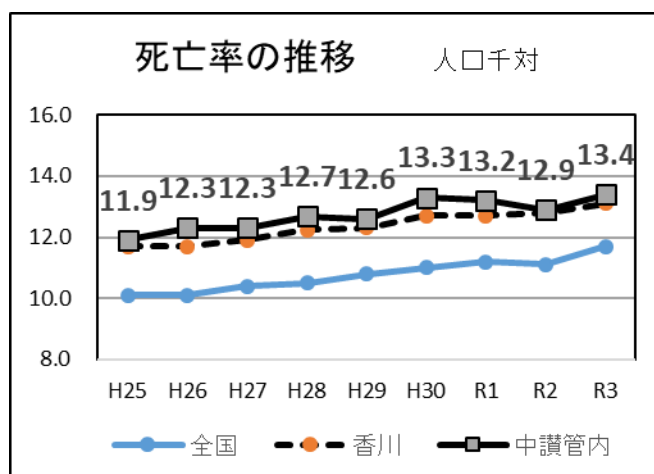
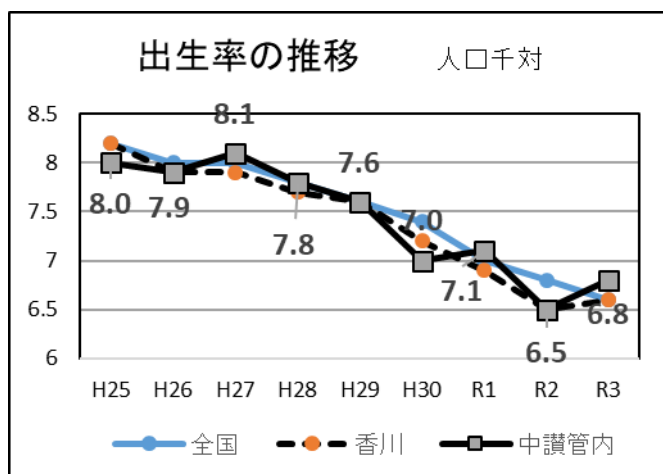
(4) 人口動態 (令和3年1月1日～同年12月31日)

人口動態総覧 (香川県)

市町名	出生数	死亡数	死産数	婚姻件数	離婚件数
丸 亀 市	852	1,296	17	471	215
坂 出 市	278	765	3	179	69
善 通 寺 市	198	393	2	143	49
宇 多 津 町	185	156	4	99	39
綾 川 町	139	371	2	50	39
琴 平 町	37	123	2	18	11
多 度 津 町	124	300	1	70	36
まんのう町	90	332	1	50	28
管 内 計	1,903	3,736	32	1,080	486
香 川 県	6,223	12,329	128	3,668	1,439

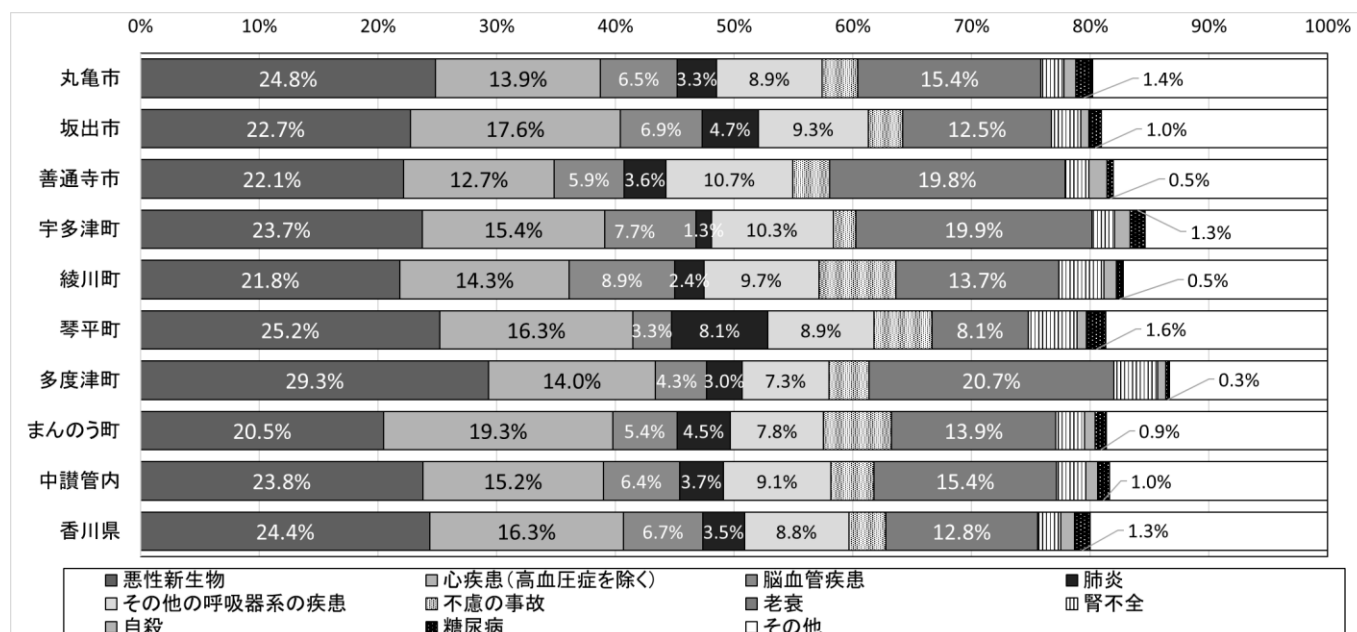
(5) 出生率及び死亡率の推移

人口動態総覧 (香川県)



(6) 主な死因別割合

令和3年香川県人口動態統計



第2節 事務所の概要

1 沿革

昭和11年11月	香川県健康保険相談所を高松市西の丸町に設置 (後に逓信省所管の簡易保険診療所が県に移管・統合し、高松保健所となる)
昭和12年4月	旧保健所法施行(人口12~13万人につき1保健所を基本)
昭和13年6月	香川県保健所規程制定
昭和13年12月	県内初の保健所として琴平保健所を琴平町富士見町に設置 (所管区域 丸亀市、仲多度郡全域、綾歌郡美合村・造田村・長炭村 人口13.5万人)
昭和14年9月	香川県健康保険相談所土庄支所を設置(後に土庄保健所となる)
昭和17年7月	讃岐・綾歌・大川・小豆・仲多度・三豊地方事務所を設置 (綾歌地方事務所を坂出市に、仲多度地方事務所を善通寺町に設置)
昭和18年5月 ~	丹生保健所(⇒S39大内保健所)、観音寺保健所、土庄保健所、長尾保健所(⇒S23 平井保健所⇒S32三木保健所⇒S45高松保健所三木支所H11.3廃止)、高松保健所(⇒ H11.4中部保健所)、坂出保健所(坂出市本町)、丸亀保健所(丸亀市地方)を順次設置
昭和19年10月	警察部衛生課が警察部から分離し、衛生部(医務課・予防課・公衆衛生課)を新設
昭和22年5月	衛生警察行政業務の保健所への全面移管により諸営業許認可事務の取扱開始
昭和23年1月	新保健所法施行(概ね人口10万人につき1保健所を基本)
昭和23年11月	琴平保健所がモデル保健所(昭和22年に指定)として保健所保健婦による市町村駐在活動を開始
昭和25年3月	琴平保健所が第一回保健文化賞(厚生大臣表彰)受賞 (健康相談件数、家庭訪問件数、人工気胸療法取扱件数等で全国第一の成績を収める。)
昭和26年10月	社会福祉事業法施行
昭和27年3月	丸亀保健所を丸亀市二番町に移転
昭和27年6月	27離島巡回のため丸亀保健所に初代診療船「さぬき」(全国初、X線装置装備)を配備
	昭和33年2月、二代目を配備
	昭和43年5月、三代目を配備
	昭和55年3月、四代目を配備
	平成12年3月、四代目を廃船(福)恩賜財団済生会の診療船「済生丸」に業務引継
昭和32年4月	①社会福祉事業法に基づき県福祉地区を中部・大川・小豆・仲多度・三豊の5地区とし、中部福祉事務所(所管区域 木田郡・香川郡・綾歌郡)を高松市に設置 ②讃岐等6地方事務所を廃止し、大川・小豆・仲多度・三豊の4県事務所を設置 仲多度事務所に総務課、税務課、福祉課(所管区域 仲多度郡)を設置
昭和38年4月	厚生部を設置
昭和41年8月	丸亀保健所を丸亀市図書館に移転
昭和44年8月	琴平保健所を琴平町榎井に移転
昭和46年8月	丸亀保健所を丸亀市大手町に移転
昭和47年8月	坂出保健所を坂出市入船町に移転
昭和49年4月	厚生部が民生部と環境保健部に分離 保健所は環境保健部が所管

平成 5 年 4 月	老人及び身体障害者福祉分野で、施設入所措置事務等が県から町へ移譲
平成 6 年 7 月	地域保健法一部施行（保健所法を改称）
平成 8 年 4 月	民生部と環境保健部を再編し、健康福祉部を新設 保健所は健康福祉部が所管
平成 9 年 4 月	地域保健法全面施行（二次保健医療圏に1保健所を基本、保健所の集約化）
平成 11 年 4 月	中核市・保健所政令市への移行に伴い、高松市が高松市保健所を設置
平成 12 年 4 月	地方分権一括法施行
平成 12 年 6 月	社会福祉法施行（社会福祉事業法を全面改正、改称）
平成 14 年 4 月	①丸亀保健所、坂出保健所及び琴平保健所を統合して中讃保健所とし、坂出支所、琴平支所を設置（所管区域 3 市、綾歌郡・仲多度郡 11 町） ・体制 中讃保健所は、環境保全部門の環境管理室を設置し、総務課、保健予防課、保健指導課、衛生課、環境管理室の 4 課 1 室体制 坂出支所、琴平支所は、保健予防課、保健指導課、衛生課の 3 課体制
	②中部福祉事務所及び仲多度事務所福祉課を再編するとともに所管区域を見直し、中讃福祉事務所を満濃町に設置（所管区域 綾歌郡・仲多度郡 11 町） ・体制 地域福祉課、生活福祉課の 2 課体制
	③中部保健所、大内保健所、中部福祉事務所及び大川事務所福祉課を統合し、東讃保健福祉事務所を高松市に設置（大川・小豆・仲多度・三豊の 4 県事務所を廃止）
平成 15 年 4 月	知的障害者福祉分野で、施設入所措置事務等が県から町へ移譲
平成 16 年 4 月	①中讃保健所、同坂出支所、同琴平支所と中讃福祉事務所を丸亀市土器町に移転・統合して中讃保健福祉事務所を設置 ②西讃保健所衛生課検査部門を廃止し、中讃・西讃を所管区域とする試験検査室を中讃保健福祉事務所に設置 ・体制 生活福祉総務課、健康福祉課、保健対策第一課、保健対策第二課、衛生課、試験検査室、環境管理室の 5 課 2 室体制 ③衛生課に中讃・西讃を所管区域とする食品衛生監視第 2 機動班を設置 ④西部子ども相談センターを事務所 2 階に移転
平成 17 年 4 月	西讃管内の犬猫の引取、搬送業務を中讃保健福祉事務所に集約
市町合併により所管区域は、3 市 11 町⇒3 市 5 町となる。	
平成 17 年 3 月	飯山町、綾歌町が丸亀市と合併する。（福祉業務を丸亀市福祉事務所に移管）
平成 18 年 1 月	国分寺町が高松市と合併する。（保健・福祉業務を高松市保健所・福祉事務所に移管）
平成 18 年 3 月	琴南町、仲南町、満濃町が合併し、まんのう町となる。 綾上町、綾南町が合併し、綾川町となる。
平成 21 年 4 月	①各事務所の介護保険業務を長寿社会対策課に集約 ②東讃保健福祉事務所のさぬき市への移転に伴い、東讃・小豆管内の試験検査業務及び県内すべての水質検査業務を環境保健研究センターに集約
平成 22 年 4 月	①各事務所の身体障害者手帳交付事務を障害福祉相談所に集約 ②健康危機管理のため安全・安心対策班を設置し、1 班 5 課 2 室体制

2 事務所の役割

中讃保健福祉事務所は、保健・医療・福祉・環境の連携を強化し、サービスや情報などを、総合的・一体的に提供することを目的に、中讃保健所・同坂出支所・同琴平支所と中讃福祉事務所を統合し、平成16年4月1日に設置したものである。

保健所の主な業務

- ・地域保健関係統計に関すること
- ・健康づくりに関すること
- ・母子保健・成人保健に関すること
- ・感染症に関すること
- ・医事及び薬事に関すること
- ・医療の向上に関すること
- ・精神保健・特定疾患に関すること
- ・食品衛生に関すること
- ・衛生上の試験・検査に関すること
- ・環境保全に関すること

福祉事務所の主な業務

- ・生活保護に関すること
- ・要保護児童に関すること
- ・高齢者福祉に関すること
- ・母子及び寡婦の福祉に関すること
- ・児童福祉に関すること
- ・身体障害者の福祉に関すること
- ・民生委員及び児童委員に関すること

社会情勢（環境）の変化

所管区域の広域化による機能強化
保健・医療・福祉・環境の連携の必要性

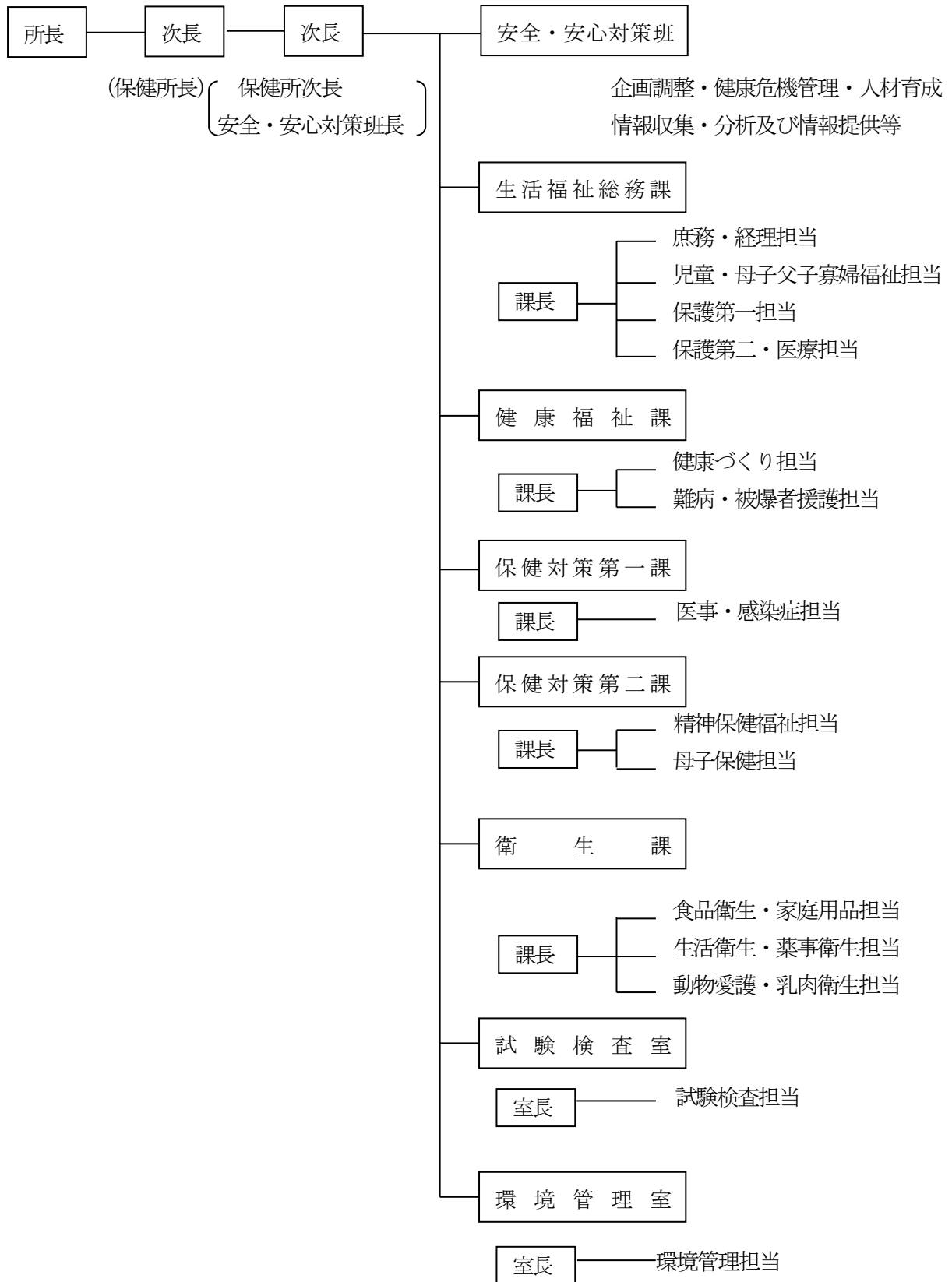
再編・統合

中讃保健福祉事務所の設置

【期待される役割】

- ・保健・医療・福祉に関する情報・サービスの一体的な提供
- ・保健・医療・福祉の総合的な相談の実施
- ・医療機関への資質向上対策の充実
- ・健康危機管理体制の充実
- ・廃棄物の不適正処理に関する指導監視体制の強化
- ・環境保全対策の充実
- ・市町相互の連絡調整機能の強化

3 機構図



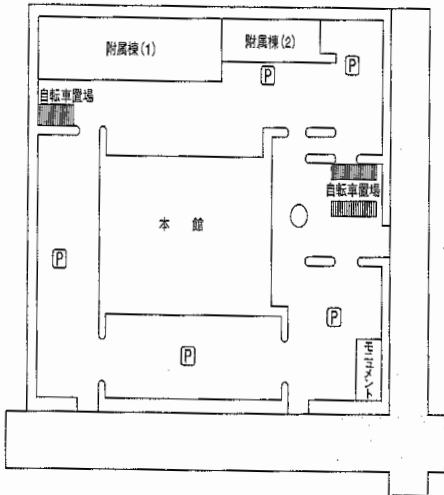
4 各課(室)の分掌事項

(R5.4.1現在)

課(室)名	分 掌 事 項
安全・安心対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な企画調整に関する事 ・ 情報の収集・分析、情報提供及び調査研究に関する事 ・ 健康危機管理に関する事 ・ 人材育成に関する事
生活福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中讃保健福祉事務所の管理運営に関する事 ・ 庶務、会計事務に関する事 ・ 生活保護に関する事 ・ 母子父子及び寡婦の福祉に関する事 ・ 児童及び高齢者の福祉に関する事 ・ 身体障害者の福祉に関する事 ・ 民生委員及び児童委員に関する事 ・ 保健衛生統計及び生活保護に係る医療統計に関する事
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりに関する事 ・ 生活習慣病の予防に関する事 ・ 栄養改善及び歯科保健に関する事 ・ 難病対策に関する事 ・ 原子爆弾被爆者の健康管理に関する事 ・ 石綿(アスベスト)対策に関する事 ・ かがわ思いやり駐車場制度に関する事
保健対策第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療に係る統計に関する事 ・ エイズその他の感染症対策に関する事 ・ 臓器及び骨髄の移植の推進に関する事 ・ 病院、診療所その他の医療施設に関する事 ・ 保健医療関係者等の免許に関する事
保健対策第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事 ・ 母子保健に関する事
衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業、興行場及び公衆浴場業に関する事 ・ 理容業、美容業及びクリーニング業に関する事 ・ 薬事に関する事 ・ 毒物及び劇物に関する事 ・ 薬物乱用の防止に関する事 ・ 血液対策に関する事 ・ 温泉に関する事 ・ 食品衛生に関する事 ・ 家庭用品に関する事 ・ 狂犬病予防に関する事 ・ 動物の愛護及び管理に関する事 ・ 化製場等に関する事
試験検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の依頼検査に関する事 ・ 食品・家庭用品の行政検査に関する事 (西讃保健福祉事務所管内も含む) ・ 感染症の行政検査に関する事 (西讃保健福祉事務所管内も含む)
環境管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害の防止に関する事 ・ 廃棄物の適正処理に関する事 ・ 浄化槽に関する事 ・ 水道及び飲料水に関する事 ・ 公害苦情の処理に関する事 ・ 水質依頼検査に関する事 ・ その他環境の保全に関する事

5 平面図

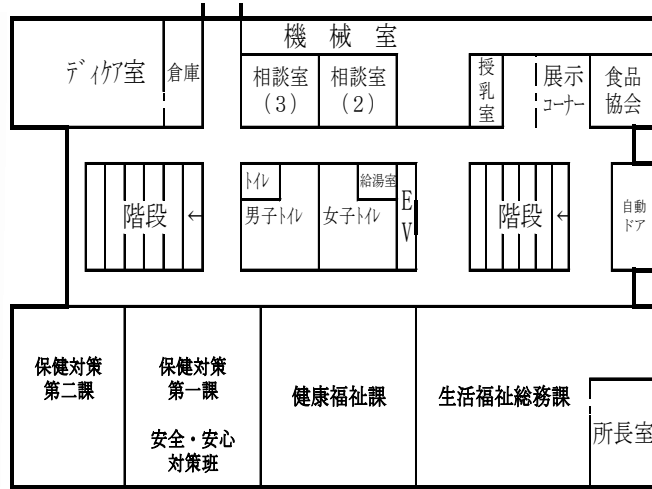
建物配置図



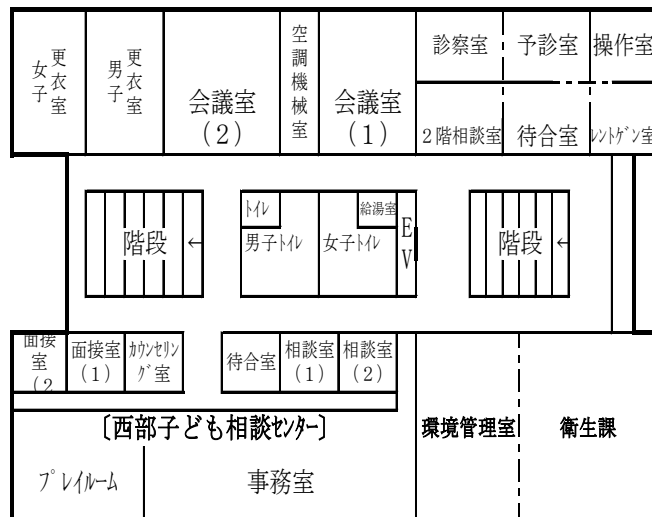
階層別配置

1階	所長室 安全・安心対策班 生活福祉総務課 健康福祉課 保健対策第一課 保健対策第二課 相談室・デイケア室 展示コーナー・授乳室
2階	衛生課・環境管理室 診察室・レントゲン室 会議室 西部子ども相談センター
3階	試験検査室 栄養改善室 研修室

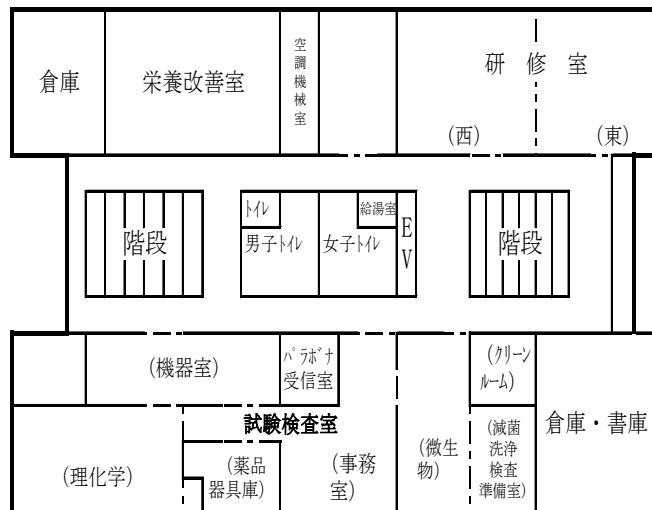
1階



2階



3階



第3節 事務所の重点活動・事業

管内の課題等をふまえて、事務所全体で次の事業に重点的に取り組んだ。

事業	取り上げた理由	到達目標	結果
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新興感染症発生時、医療機関等との連携体制強化</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の第6波収束なく、全国的にも第7波の兆しが見られ、保健所全体での対応継続中である。今後もコロナ以外の新型インフルエンザ等新興感染症・再興感染症及び輸入感染症の発生に備え、相談・搬送体制の整備・連携強化を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、感染症終息後に所内での対応について振り返りを行うことにより、再流行や他の新興感染症発生に備えた相談、関係機関との連携及び搬送体制を強化する。 ・患者搬送訓練等により、関係者の実践力向上を図る。 ・発生時には迅速な対応により、地域での感染拡大を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送訓練 コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて実践で対応。所内職員の防護服着脱訓練（10/25）及び新型インフルエンザ等対応訓練（3/9）でスキルアップを図った。 ・関係機関との情報交換及び情報提供 中西讃 ICT 合同カンファレンスへの報告 6月14日 管内医師会、消防と地域医療体制確保に向けた情報交換会開催（2回） ・新型コロナ対応 保健所での検体採取 8,525 件、 新規陽性者発生数：42,868 件 迅速な疫学調査、濃厚接触の特定や入院・外来受診等調整、患者搬送、自宅療養者への健康観察等実施。陽性者や消防・医療機関からの相談や入院・受診調整等 24 時間体制で対応。 高齢者施設等のクラスター発生対応 高齢者・障害者施設・医療機関等：228 施設 ICN 派遣：38 施設 所内対応マニュアルの適宜作成・更新

第2章 安全・安心対策班業務

平成6年に制定された「地域保健法」により、保健所は広域的・専門的・技術的拠点として位置づけられている。さらに、近い将来の発生が予測される南海トラフ地震などの自然災害への対応、パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症等の感染症対策、食品安全対策、医療安全対策など、保健所には健康危機管理の拠点としての機能や広域的な調整機能が求められている。

こうした背景を踏まえ、保健所の健康危機管理機能及び企画調整機能のさらなる強化を図るため、「安全・安心対策班」が設置されている。

第1節 総合的な企画調整

地域の健康課題や生活環境等の課題について、所全体で捉え対策を立て、保健、福祉及び生活環境等に関する事業を総合的に実施、評価するため横断的な調整を行った。また、市町等の関係機関との連絡調整の場を設定し、市町支援及び協働に係る企画調整を行った。

(1) 企画調整会議等（所内）

各課相互の連絡調整、情報の共有化を図り、管内の保健、医療、福祉などの現状と課題を明らかにし、事務所活動を効率的、効果的、計画的に推進した。

開催月日	場 所	内 容	参加人数
R4. 4. 26	中讃保健	事務所の年間計画としての重点事業計画の策定と事業評価に関すること	延べ26
R5. 3. 14	福祉事務所		

(2) 安全・安心対策班連絡会・地域保健連絡会（本庁・出先）

① 安全・安心対策班連絡会

健康福祉総務課と各保健福祉事務所安全・安心対策班との連携及び連絡調整を図るため、健康福祉総務課が開催する連絡会に参加した。

開催月日	場 所	内 容
R4. 6. 8	リモート会議	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事務所の重点事業計画について マニュアルの改訂について 「香川県災害時保健活動マニュアル～栄養・食生活支援編～」 「香川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（保健福祉事務所編（健康対策班）」 災害時における在宅の新型コロナウイルス感染症患者等の避難について

② 地域保健連絡会

保健所及び本庁関係各課間の連携を強化するため、健康福祉総務課が開催する連絡会に参加した。

開催月日	場 所	内 容
R4. 12. 7	リモート会議	令和5年度に保健所で取組む新たな事業・重点事業等について

(3) 保健福祉事業に関する市町連絡会

市町と保健所の相互理解や連携強化を図るために、管内各市町に出向いて連絡会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて開催できなかった。

市町名	場所・参加者	参加回数（参加日）
まんのう町	かりん健康センター ※町の保健師連絡会に地区担当保健師が参加	計7回（R4. 7. 11、8. 30、9. 27、10. 26 11. 30、12. 28、R5. 3. 28）

(4) 地域ケア会議

地域包括ケアシステムの実現に向けて市町が実施する地域ケア会議に、地区担当保健師等が参加した。

市町名	会の名称	場所	参加回数（参加日）
善通寺市	地域ケア会議	善通寺市役所	計1回（R4. 11/24）
宇多津町	地域ケア会議	宇多津町保健センター	計6回 （R4. 5/12、7/14、9/8、11/10、R5. 1/19 3/9）
まんのう町	地域ケア個別会議	まんのう町役場	計6回 （R4. 7/13、9/14、10/12、11/9、R5. 1/11 2/8）

第2節 健康危機管理

大規模災害や感染症等の健康危機に迅速かつ的確に対応するために、マニュアルの見直しなど所内の体制整備を推進するとともに、中讃圏域健康危機管理連絡会等を通じて関係機関相互の協力体制の確立を図った。

(1) 中讃圏域健康危機管理連絡会

管内では、平常時から関係機関による健康危機管理に係る情報交換、役割の明確化等を行うため、連絡会を開催している。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため連絡会の実施を中止し、関係機関の事案については、個別に対応し連携を図った。

また、管内関係機関へのヒアリングやメール等による情報収集及び提供により、健康危機管理ネットワークの充実を図った。

(2) 健康危機管理に係る各種マニュアルの見直し

- ・当事務所健康危機管理マニュアル及び発災時業務リストの見直しを行った。

(3) 健康危機管理に係る訓練の実施

所内・管内関係者を対象に、次表のとおり訓練を行い、関係者の健康危機管理に対する意識及び対応能力の向上を図った。

開催月日	場 所	内 容	対 象	参加人数	備 考
R4. 10. 25	中讃保健福祉事務所	高病原性鳥インフルエンザ等対応防護服着脱訓練	所内職員	47	第3節(5)参照

R4. 11. 9	中讃保健福祉事務所	香川県シェイクアウト（県民いっせい地震防災行動訓練） ・排煙装置等の消火設備の起動訓練	所内職員	29	第3節(5)参照
R5. 3. 6	中讃保健福祉事務所	アイソレーター車椅子乗降介助訓練	所内職員	24	
R5. 3. 9	坂出市立病院等	新型インフルエンザ実働訓練	・坂出市立病院職員 等 ・所内職員	17 機関 94	

(4) 高病原性鳥インフルエンザ対応

令和4年10, 11, 12月に発生した高病原性鳥インフルエンザ患畜（4例）の対応について、健康調査会場の設営、健康調査会場における動員者の健康チェック、着衣指導、脱衣指導及び殺処分の業務を行った。（延べ59名）

第3節 人材育成

地域の公衆衛生活動従事者の資質向上を図るため、研修の体系化を図るとともに、職種横断的な研修を実施した。

(1) 中讃保健福祉事務所管内地域保健関係職員等研修会

地域の保健福祉のニーズの変化や健康危機等の課題に対応し、地域特性に応じた施策の円滑な推進を図るため、地域保健に従事する保健師等の現任者研修を実施し、相互の連携を図るとともに関係職員の資質の向上に努めることを目的に実施した。

開催月日	場 所	内 容	参加人数
R4. 12. 26	中讃保健福祉事務所	テーマ：問われ問い続けた「保健師とは」 講師：県立保健医療大学看護学科 名誉教授 高嶋伸子先生	市 町 13 県関係 1 保健所 15 計 29

(2) 新任期保健師研修

① 新任保健師研修（1年目）

行政に働く保健師として、地域保健活動における考え方や、必要な専門知識と技術の習得など、職業人としての基盤形成を図ることを目的に実施した。

<方法>

- ・各新任保健師にプリセプターを配置し、育成計画を立て、職場内研修（OJT）を実施した。
- ・新任保健師育成サポーターを配置し、母子保健や成人保健、介護予防事業等を経験するための市町事業への参画や家庭訪問に同行して必要な助言指導を行った。
- ・保健師課長、プリセプター、教育担当で毎月カンファレンスを行うとともに、3か月目、6か月目、1年目には育成サポーターも含めて進捗状況の確認と評価を行い、研修計画の修正等を行った。

② 新任期課題別研修（概ね2年目の新任期保健師）

個別支援や保健事業等を通して、地域の特性や地域資源から健康課題を把握し、その解決に向けて行動できることを目的に実施した。

<対象者>

9名（丸亀市3名、坂出市2名、綾川町、まんのう町、保健所2名）とそのプリセプター

<方法>

- ・西讃管内の対象者は観音寺市2名であり、中讃・西讃ブロックとして開催した。
- ・成果報告会は、小豆・東讃ブロック（R5.2.20開催）と双方でオンライン視聴を可能とした。

開催月日	場 所	内 容	参加者（参加人数）
R4. 7. 1	中讃保健 福祉事務所	個別研修コンサルテーション ・各自の研修課題や計画の明確化 ・今後の研修の方向性の確認 助言者：香川県立保健医療大学 教授 辻よしみ先生	坂出市、まんのう町、保健所、観音寺市 プリセプター等（計16人）
R4. 7. 8			丸亀市、坂出市、綾川町、保健所 プリセプター等（計16人）
R4. 12. 9		中間報告会 ・進捗状況、課題や研修後半の方向 性などに対する助言	丸亀市、綾川町、保健所 プリセプター等（計15人）
R4. 12. 13			坂出市、まんのう町、観音寺市 プリセプター等（計15人）
R5. 2. 17		成果報告会 助言者：香川県立保健医療大学 教授 辻よしみ先生	丸亀市、坂出市、綾川町、まんのう町、 保健所、観音寺市、プリセプター等 （計38人）

(3) 保健活動事例検討会

保健師が公衆衛生看護活動を展開するためには、対人支援活動の能力向上とともに、個別課題への支援から地域の健康課題をみる視点、地域全体をみて個別の実態に触れる視点を養うことが必要である。そこで、各キャリアレベルの保健師が経験に基づく視点で事例を掘り下げ、保健師の視点に基づく支援を共有することにより、保健師全体のボトムアップを図ることを目的に実施した。

開催月日	場 所	実施方法	参加人数
R4. 11. 8	中讃保健 福祉事務所	新任保健師課題別研修の一環として1グループで実施	7
R4. 11. 28		主任以上と技師・主任技師に分かれて2グループで実施	15
R4. 12. 28		新任保健師課題別研修の一環として1グループで実施	7
R5. 2. 27		主任以上と技師・主任技師に分かれて2グループで実施	16

(4) 学生等の実習・研修指導

保健師・看護師・管理栄養士を目指す学生等を受け入れ、地域保健活動に関わる業務について実習・研修指導を行った。

担当課	学 校 名 等		区 分	期 間	人 数
健康福祉課、 保健対策第一 課、保健対策 第二課	香川県立保健 医療大学	保健医療学部 看護学科（4年）	保健師	5/16～6/10	8
		大学院（1年）		5/16、10/6～11/4	2
	香川大学医学部看護学科（4年）	6/13～6/17		6	
	香川看護専門学校	看護師	5/13	77	

	香川県立保健医療大学		7/25	5
	香川県立飯山高等学校		7/29	29
	四国医療専門学校		11/2	51
健康福祉課	ノートルダム清心女子大学	管理栄養士	中止	—
	美作大学			—
合 計				178

(5) 所内会

所内職員を対象に、連携の強化と相互理解を図り、地域のニーズに的確に対応でき、県民の視点に立ったサービスが提供できるよう、活性化された職場環境づくりと人づくりを目的に研修を実施した。

開催月日	内 容	参加人数
R4. 10. 25	高病原性鳥インフルエンザ等対応防護服着脱訓練	47
R4. 11. 9	排煙装置等の消火設備の起動訓練	29
合 計		76

第4節 情報の収集・分析及び調査研究等の推進にかかる調整

保健・医療・福祉に関する情報を幅広く収集及び分析するとともに、関係機関や住民に提供した。

(1) 情報の収集・分析、情報提供

管内の統計情報（人口動態統計・保健統計・国保病類統計など）の収集と地域保健事業・健康増進事業報告の取りまとめ等により、管内の情報収集と分析に努めた。

(2) 調査研究事業

今年度は実施なし。

第3章 生活福祉総務課業務

第1節 統計調査

(1) 2021（令和3）年国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とするものである。

第2節 母子及び父子並びに寡婦福祉

母子家庭等の経済的自立への支援と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付や職業能力向上を目的とする自立支援給付金の給付、母子・父子自立支援員による各種相談・指導等を実施した。

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

資金種別	新規貸付		継続貸付		合計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
事業開始						
事業継続						
修学	4	5,784,000	6	5,676,000	10	11,460,000
技能習得	3	1,990,000			3	1,990,000
修業	1	360,000			1	360,000
就職支度						
医療介護						
生活	2	1,500,000			2	1,500,000
住宅						
転宅						
就学支度	4	1,629,700			4	1,629,700
結婚						
特例児童扶養						
合計	14	11,263,700	6	5,676,000	20	16,939,700

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付残高

(R5. 3. 31 現在)

資金種別	母子資金 (円)	父子資金 (円)	寡婦資金 (円)	合計
事業開始	1,566,319		805,360	2,371,679
事業継続				
修学	147,639,124	4,818,956	11,250,240	163,708,320
技能習得	5,372,836			5,372,836
修業	2,136,196			2,136,196
就職支度				
生活	6,484,457			6,484,457
住宅	1,295,088			1,295,088
転宅	370,910			370,910
就学支度	21,524,444	1,027,630	1,212,396	23,764,470
合計	186,389,374	5,846,586	13,267,996	205,503,956

(3) 母子・父子自立支援員相談状況

相談種別		相談件数	相談種別		相談件数	相談種別		相談件数	相談種別		相談件数	
生活一般	住宅	5	児 童	養育	34	生活 援 護	母子 貸付 償還	180 245	そ の 他	売店 設置		
	医療	11		教育	14		寡婦 貸付 償還	9		たばこ 販売		
	家庭 紛争	夫等の 暴力		3	非行		1	父子 貸付 償還		11	公営 住宅	
		その他		24	就職		7			4	施設の 利用	
	就労	363		その他			公的年金	6		生活 支援施設	11	
	結婚 養育費	9					児童扶養 手当	17				
	その他	21					生活保護	27				
							税	2				
							その他	11		小計	11	
	小計	436		小計	56		小計	512		合計	1,015	

(4) 母子家庭等自立支援給付金事業

区分	自立支援教育訓練 給付金事業	高等職業訓練促進 給付金等事業 (訓練促進給付金)	高等職業訓練促進 給付金等事業 (修了支援給付金)
申請件数	3	8	3
支給決定件数	3	8	3
給付金額	900,000円	10,431,500円	150,000円

第3節 障害者福祉

在宅の重度の身体障害者の福祉の増進を図るため、特別障害者手当等の認定及び支給を行った。

(1) 特別障害者手当等受給資格者認定状況 (R5. 3. 31 現在)

町名	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	合計
宇多津町	14	10		24
綾川町	28	8		36
琴平町	10	3		13
多度津町	24	11	1	36
まんのう町	16	7		23
合計	92	39	1	132

(2) 特別障害者手当等支給状況 (単位：円)

町名	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	合計
宇多津町	4,505,800	1,678,650		6,184,450
綾川町	8,793,200	1,767,900		10,561,100
琴平町	3,495,300	772,560		4,267,860
多度津町	7,974,100	1,946,070	178,260	10,098,430
まんのう町	5,570,900	1,247,820		6,818,720
合計	30,339,300	7,413,000	178,260	37,930,560

第4節 児童福祉

西部子ども相談センターをはじめ、学校関係や民生児童委員等との連携を図り、不登校や虐待等の児童の問題に関して、家庭訪問、電話相談、来所面接による相談業務を行った。

また、女性相談については、子ども女性相談センターと連携を取りながら、配偶者等からの暴力や離婚問題などに関する相談業務を行った。

<家庭児童相談室の相談指導状況>

相談種別	児童に関する相談										女性相談	合計	
	性格・生活習慣等	知能・言語	学校生活等			非行	家族関係		環境福祉	心身障害			その他
			人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他					
延べ件数				1			1					56	58

第5節 民生委員・児童委員

民生委員児童委員が住民の福祉の増進を図るため円滑に活動できるよう支援した。

<民生委員児童委員の委嘱状況> () 内は定数 (R5. 3. 31 現在)

町名	区域担当	主任児童委員	合計
宇多津町	25 (25)	2 (2)	27 (27)
綾川町	44 (44)	4 (4)	48 (48)
琴平町	31 (32)	2 (2)	33 (34)
多度津町	54 (57)	4 (4)	58 (61)
まんのう町	57 (58)	4 (4)	61 (62)
合計	211 (216)	16 (16)	227 (232)

第6節 生活保護

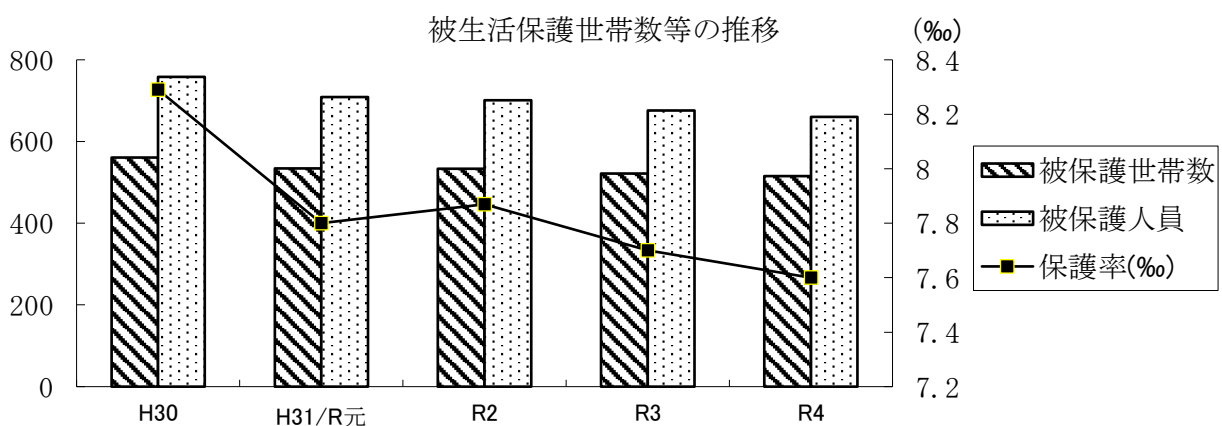
平成21年度以降増加していた管内被保護世帯数・人員、保護率は、平成25年度からほぼ横ばい状態で、令和2年度は増加に転じたものの、令和3年度以降は一部を除き減少している。

また、令和4年度の保護開始78件、廃止83件の状況を見ると、開始理由は「仕送り等の減少」が最も多く61.5%を占め、廃止理由は「死亡」が最も多く32.5%を占めている。

(1) 被保護世帯数・人員の推移

(各年度3月)

町名	H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
宇多津町	179	254	170	238	172	237	170	231	169	228
綾川町	54	79	53	73	57	72	58	73	63	79
琴平町	118	143	118	142	114	140	113	140	111	132
多度津町	146	204	130	180	136	186	127	165	121	159
まんのう町	64	78	63	76	54	66	54	67	51	62
合計	561	758	534	709	533	701	522	676	515	660
県計	8,227	10,461	8,292	10,570	8,227	10,461	8,293	10,228	8,252	10,154
管内保護率(%)	8.29		7.80		7.87		7.70		7.60	



(2) 町別・世帯類型別生活保護の状況

(R5.3月現在)

町名	世帯類型					計	保護人員	人口	保護率(%)
	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他				
宇多津町	88	13	13	35	20	169	228	18,684	12.18
綾川町	27	2	15	8	11	63	79	22,152	3.57
琴平町	78	2	9	13	9	111	132	8,004	16.45
多度津町	62	6	13	22	18	121	159	31,306	7.46
まんのう町	25	2	5	12	7	51	62	16,588	3.73
合計	280	25	55	90	65	515	660	86,854	7.60
構成比(%)	54.4	4.9	10.7	17.4	12.6	100.0			

(3) 保護開始理由

(R5.3月現在)

開始	H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)
世帯主の傷病	13	16.3	20	22.7	10	11.9	8	11.1	6	7.7
世帯員の傷病		-	1	1.1		-	1	1.4	1	1.3
収入の減少	11	13.8	10	11.4	10	11.9	9	12.5	3	3.9
世帯主の死亡		-	2	2.3	1	1.2	-	-	-	-
仕送り等の減少	21	26.3	34	38.6	35	41.7	33	45.8	48	61.5
転入	11	13.8	9	10.2	7	8.3	3	4.2	5	6.4
その他	24	30.0	12	13.6	21	25.0	18	25.0	15	19.2
合計	80	100.0	88	100.0	84	100.0	72	100.0	78	100.0

(4) 保護廃止理由

(R5.3月現在)

廃止	H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数
世帯主の治癒		-		-		-	-	-	1	1.2
世帯員の治癒		-		-		-	-	-	-	-
収入の増加	8	8.0	8	14.0	7	7.9	12	14.3	12	14.5
死亡	34	34.0	17	29.8	30	33.7	23	27.4	27	32.5
仕送り等の増加	3	3.0	2	3.5	4	4.5	2	2.4	3	3.6
転出	24	24.0	12	21.1	17	19.1	18	21.4	18	21.7
その他	31	31.0	18	31.6	31	34.8	29	34.5	22	26.5
合計	100	100.0	57	100.0	89	100.0	84	100.0	83	100.0

(5) 救護施設入所者数の状況

(R5.3.31 現在)

施設名 町名	萬象園	清水園	合 計
宇多津町	0	3	3
綾川町	6	2	8
琴平町	3	1	4
多度津町	4	3	7
まんのう町	2	1	3
合 計	15	10	25

第7節 生活困窮者自立支援業務等

平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施に当たり、事業委託先が策定した支援プランの協議等を行うための支援調整会議を1回開催した。

区 分	新規支援	継続支援	支援終了
件 数	2	2	0

住居確保給付金の受給申請については、18世帯を対象に給付（1,706,000円）を行った。

なお、時限的な制度として創設された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、再支給世帯を含む41世帯を対象に給付（8,080,000円）を行った。

第4章 健康福祉課業務

第1節 健康づくり・食育推進

1 健やか香川21ヘルスプラン推進事業

(1) 普及啓発

健やか香川21ヘルスプラン（香川県健康増進計画）の推進を図るため、様々な機会を利用して普及啓発を行い、一人ひとりの取組みを促した。

健やか香川21ヘルスプラン推進プロジェクト（うどんうどんプロジェクト）を推進するうどんうどんプロジェクトメンバーを募集し、メンバーへは毎月、健康情報メール「うどんうどんサポート」を配信した。また、9月の健康増進普及月間に管内ショッピングモールにてポスター展示を行った。

うどんうどんプロジェクトメンバー数	218件
健康情報メール「うどんうどんサポート」配信数	12回

(2) 禁煙・受動喫煙対策推進事業

健康増進法に基づく受動喫煙対策について、飲食店等からの相談に対して指導助言を行った。

喫煙可能室届出数	相談等件数	情報提供件数
1	9	4

(3) 市町の支援

市町の健康増進計画の策定・推進を支援した。

市町名	市町健康増進計画の名称	支援状況	支援回数
まんのう町	まんのう健やかいきいきプラン	まんのう町健康増進計画をすすめる会	1

2 食育アクションプラン推進事業

(1) 普及啓発

かがわ食育アクションプラン（香川県食育推進計画）に基づき食育を推進し、毎年6月の「かがわ食育月間」や毎月19日の「かがわ食育の日」の普及に努めた。

- ① 健康情報メール配信事業（再掲）
- ② 6月のかがわ食育月間に中讃保健福祉事務所玄関ホールにて食育展示を実施した。
- ③ 若いうちから食への関心を高めるため、高校にて食に関する講話を実施した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R4.9.21	農業経営高校	講話「健全な食生活を設計できる、自立した大人になろう」～コンビニエンスストアなど身近なものを活用して～	11

(2) 三つ星ヘルシーランチ店

- ① 飲食店と連携して食育や食環境づくりを推進するため、栄養成分表示や健康情報を提供し栄養バランス等に配慮した昼食を提供する飲食店を三つ星ヘルシーランチ店として登録し、「かがわ食育月間」には登録店と協力して食育キャンペーンを行った。

R3年度末登録店数	解除店数	新規登録店数	R4年度末登録店数
30	0	0	30

- ② 飲食店への管理栄養士訪問による相談・支援を通して、登録店の増加や取組内容の充実に努めた。（延36回）

(3) 市町の支援

市町の食育推進計画の策定・推進を支援した。

市町名	市町食育推進計画の名称	支援状況	支援回数
丸亀市	健やか まるがめ21	丸亀市食育ネットワーク会議	2
まんのう町	まんのう健やかいきいきプラン	まんのう町食育推進協議会、食育推進部会	4

第2節 生活習慣病対策

1 地域・職域連携メタボリックシンドローム対策推進事業

(1) 健康づくり連絡協議会・作業部会

健康づくり事業の円滑かつ効果的な事業の推進を図るため、健康づくり連絡協議会等を開催し、地域・学校・職域関係団体等の連携に努めた。

① 健康づくり連絡協議会（地域・職域連携推進協議会）

開催月日	場所	内容	参加人数
R4. 11	書面開催	健康づくり事業について	33

② 作業部会（生活習慣病対策部会）

開催月日	場所	内容	参加人数
R4. 10	書面開催	令和4年度健康づくり連絡協議会事業について 地域・職域連携事業「ウェルネス Biz」の実施について	23
R5. 3. 14	中讃保健福祉事務所	地域・職域連携事業「ウェルネス Biz」の実施報告及び評価について 来年度事業について	18

(2) 健康づくり実践に向けた事業所への啓発

働く世代の生活習慣病発症予防を推進するため、地域職域連携にて事業所における健康づくり取り組み支援「ウェルネス Biz」を実施した。

開催月	対象	内容	チラシ配布数
R4. 12~ R5. 2	管内市町、商工会議所・商工会、全国健康保険協会香川支部	「ウェルネス Biz」によるポピュレーションアプローチとして、「ウェルネス Biz」応援キャンペーンを実施し、従業員一人ひとりが健康のために職場でも積極的に体を動かせる職場環境整備や事業主が従業員の健康づくりを支援することへの理解を促した。	7,400

(3) 健康出前講座等

健康づくりに取り組む事業所の増加を図り、従業員とその家族の健康づくりを推進するため、健康出前講座等を行った。

① 健康出前講座

開催月日	場所	内容	参加人数
R4. 10. 18	株式会社川上板金工業所	講話「メタボリックシンドロームについて」	26
R4. 11. 26	勇心酒造株式会社	講話「食生活について」	70
R4. 12. 2	株式会社富士クリーン	講話「生活習慣病予防について」	80

② 健康ミニチェックイベント（HbA1C測定）

開催月日	場所	HbA1C測定	参加人数
R4.10.7	川崎重工業株式会社	26	27

2 がん対策推進事業

がん予防やがん検診受診率向上について、中讃保健福祉事務所内にポスター提示するなど啓発を行った。

3 地域連携糖尿病対策事業

丸亀市及び綾歌地区において医師会、歯科医師会、薬剤師会と行政が協働で糖尿病など生活習慣病対策を進めているが、多職種連絡会及び研修会の開催は新型コロナウイルス感染拡大状況等を踏まえ見合わせた。

4 小児生活習慣病予防健診フォローアップ支援事業

小児生活習慣病予防を推進するため、食育ツールを作成し、こども園にて活用した。また、学校関係者等を対象に小児生活習慣病予防スキルアップ研修会を開催した。

開催月日	対象	内容	配布数
R5.3	まんのう町 こども園	こども園の園児に食育ツール「Go!Go!食育列車」を配付し、子どもたちがシールを貼りながら3色食品群について学ぶ取り組みを実施した。また、子どもたちがこのことについて保護者と話し、家でも実施することで保護者の食に対する意識の向上を図った。	27

開催月日	場所	対象	内容	参加人数
R4.6.8	坂出市立 坂出中学校	学校関係者	講話「香川県における小児生活習慣病予防対策について」	11

第3節 栄養改善

1 栄養相談・指導（来所や電話等による栄養相談・指導）

	個別指導延べ人数		集団指導延べ人数	
	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導
20歳未満	0	0	0	0
20歳以上	4	0	0	0

2 人材育成

(1) 地域栄養改善活動従事者研修事業

地域の栄養改善・健康増進に関わっている管理栄養士・栄養士等の人材育成・支援に努めた。

① 行政栄養士業務検討会（管内各市町の行政にかかわる管理栄養士・栄養士対象）

開催月日	場所	内容	参加人数
R5.2.28	中讃保健福祉事務所	(1) 講演「ポストコロナ時代の栄養科学からのアプローチ」 香川短期大学名誉教授 竹安宏匡 (2) まんのう町食育推進協議会活動事例紹介 (3) 災害時栄養・食生活支援活動マニュアルに関する情報提供 (4) 研修会・業務改善等情報交換	14

② 食生活改善推進員フォローアップ研修会

開催月日	場所	内容	参加人数
R5. 3. 10	中 讃 保 健 福 社 事 務 所	(1) 講演「食の知識 ポストコロナ時代における食の話題」 香川短期大学名誉教授 竹安宏匡 (2) 情報交換「健康寿命延伸プロジェクト等活動の現状」	30

③ 各市町食生活改善推進員養成支援

市町名	開催月日	場所	内容	参加人数
琴平町	R4. 7. 12	琴平町総合センター	講話「香川県の健康づくりと健康日本21について」	8
丸亀市	R4. 10. 21	ひまわりセンター	講話「生活習慣病について」	30

④ 校外実習事前指導研修会（香川短期大学）に講師派遣

開催月日	場所	内容	参加人数
R4. 5. 23	香川短期大学	講話「病院における栄養管理事例」	41

⑤ 地域栄養改善活動従事者研修会

給食施設従事者研修会と合わせて開催した。

3 食品関連事業者相談・指導事業

食品表示法（保健事項）、健康増進法に係る食品関連事業者相談・指導及び不適正表示の調査等を行った。

(1) 食品関連事業者相談・指導

区分	相談件数	指導件数
食品表示法（保健事項）	43	1
健康増進法	4	0

(2) 食品の一斉取締り

区分	立入施設数	表示検査品目数	不適正表示件数	
			食品表示法	健康増進法
夏期	15	774	3	0
年末	13	768	1	2

4 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために、国民健康・栄養調査を実施した。

調査地区	調査時期	調査内容	調査実施数
坂出市	R4. 11	身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査	12世帯 38人

5 管理栄養士国家試験関係事務

管理栄養士国家試験に関する免許照合を行った。（6件）

第4節 給食施設

1 給食施設栄養管理推進事業

(1) 指導状況

給食施設における栄養管理に関して、給食施設従事者等を対象とした研修会の開催による集団指導や巡回指導等による個別指導を実施した。

また、香川県災害時保健活動マニュアル～栄養・食生活支援編～が令和4年10月に改訂されたことを受けて管内給食施設に対して周知し、危機管理体制の整備を促した。

① 給食施設従事者研修会

開催月日	場所	内容	対象者	参加人数
R4. 9. 14	オンライン(中讃保健福祉事務所)	(1) 講話「給食調理業務における衛生管理について」 講師 中讃保健福祉事務所衛生課 課長 横田 由美子 (2) 講話「摂食嚥下障害に対する相互乗り入れアプローチ (transdisciplinary approach)」 講師 香川県立中央病院 リハビリテーション科 部長 西村 彰代	病院等	48

② 施設の規模別個別指導状況 (延べ指導施設数)

区分	特定給食施設		その他の給食施設	合計
	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食以上又は1日250食以上		
学校	0	0	0	0
病院	0	0	1	1
介護老人保健施設	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0
老人福祉施設	0	4	1	5
児童福祉施設	0	0	0	0
社会福祉施設	0	0	1	1
事業所	7	0	0	7
寄宿舍	0	0	0	0
矯正施設	0	0	2	2
自衛隊	0	0	0	0
その他	0	0	1	1
合計	7	4	6	17

③ 施設の災害対策に関する周知

通知月日	周知方法	対象施設	施設数
R4. 12. 7	メール又は郵送	学校、病院・診療所、介護保険施設等	278

(2) 給食施設設置・変更等届出状況

区分	設置	変更	廃止
届出数	8	8	19

(3) 特定給食施設等栄養管理報告の状況

管内給食施設の運営・栄養・衛生管理状況等を調査し、巡回指導等の基礎資料として活用した。

調査期間	対象施設数	調査票提出施設数
R4. 6	278	274

(4) 給食施設数

R5.3.31 現在

区分		学校	病院	介護 老人 保健 施設	介護 医療 院	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	事業 所	寄宿 舎	自衛 隊	その 他	合計
特定 給食 施設	管理栄養士のみの施設	7	7	9	1	6	1	1	2	0	0	0	34
	管理栄養士・栄養士のいる施設	7	10	4	1	9	5	2	1	0	1	0	40
	栄養士のみの施設	4	0	0	0	3	18	0	4	2	0	0	31
	どちらもいない施設	6	0	0	0	0	16	0	10	3	0	3	38
	計	24	17	13	2	18	40	3	17	5	1	3	143
その 他の 給食 施設	管理栄養士のみの施設	0	6	0	0	9	0	1	0	0	0	2	18
	管理栄養士・栄養士のいる施設	0	5	3	0	5	2	2	0	0	0	2	19
	栄養士のみの施設	0	1	0	0	11	12	0	0	0	0	7	31
	どちらもいない施設	6	0	0	0	4	12	2	7	1	0	11	43
	計	6	12	3	0	29	26	5	7	1	0	22	111
合計		30	29	16	2	47	66	8	24	6	1	25	254

※給食施設数は、特定給食施設又はその他の給食施設に係る届出内容による。

第5節 難病対策

1 指定難病医療費助成制度/特定疾患治療研究事業（難病患者の医療費の助成制度）

特定医療費（指定難病）受給者証及び特定疾患医療受給者証交付申請等の受付・進達事務、各種変更に伴う医療受給者証交付事務を行った。

区分	受付・進達業務								交付事務				
	新規申請数	更新申請数	自己負担上限額変更	保険証の変更	申請区分変更	他県転出	償還払い請求	合計	医療機関追加	住所氏名変更	再交付	高額長期	合計
件数	417	2608	11	379	12	15	63	3505	0	47	38	23	108

2 難病患者地域支援対策推進事業

(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業

患者の状態に応じた支援をタイムリーに行うために、在宅療養支援関係者会を開催して支援計画を策定するとともに支援体制の強化を図った。

実施回数	患者実数	患者延数	参加者	延参加数
17	11	17	本人、家族、医師、居宅介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護師、言語療法士、理学療法士、福祉用具担当者、医療機器担当者、保健所保健師等	128

(2) 訪問相談事業

患者や家族が療養生活で抱えている不安や悩みの軽減及び必要な情報やサービスの提供等のために、家庭訪問等で相談、指導、助言を行った。

区分	実件数	延べ件数
家庭訪問	41	131
来所相談	24	31
電話相談	61	217
その他	1	5
合計	127	384

(3) 医療相談事業

患者や家族等が疾病に関する知識や情報を得て、より安定した療養生活を送れるように、専門職による医療講演会及び患者・家族交流会をハイブリッド開催した。

開催月日	場 所	内 容	参加数
R4. 11. 16	丸亀市生涯学習センター	講演「事例から学ぶパーキンソン病 ～診断から治療、療養など～」 講師 岡山赤十字病院 精神神経科部長 中島 誠 氏	46

(4) ケース会議等

患者の療養や災害時への支援等について検討した。

実施回数	患者実数	患者延数	参加者	参加人数
14	11	14	本人、家族、医師、居宅介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護師、理学療法士、福祉用具担当者、保健所保健師等	66

3 難病患者家族会育成・支援事業

パーキンソン病患者家族会に参加して療養に関する情報提供や相談・助言等を行った。

自助グループ名	回数	内容	参加人数
パーキンソン病患者家族会「タートルの会」	9	勉強会・座談会	135

4 災害時における難病患者の支援体制整備事業

項目	主な内容	件数
災害時要援護難病患者個別支援票の作成	<ul style="list-style-type: none"> 県の「災害時における難病患者支援マニュアル」に基づき、在宅で人工呼吸器を装着している患者の支援票を患者等及び在宅療養支援者と共に作成・更新を行った。 患者の同意を得て、市町等の関係機関に支援票の情報提供を行った。 	9
訪問相談員等育成事業	管内の居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション（122施設）に「わたしの防災プラン」の活用の周知と災害に備えた患者支援についてアンケート調査を行い、その結果を各施設に情報提供した。	122
「わたしの防災プラン」を活用した個別の災害への備えの準備	「わたしの防災プラン」を配付した人工呼吸器等を使用している患者に担当ケアマネジャー等と同伴訪問を行い、プランの記入及び災害対策の準備と啓発を行った。	19
災害前安全避難入院等の対応	台風の接近に伴い、上記の患者に入院の調整等について連絡を行った。	9

患者の療養や災害時への支援等について検討した。

実施回数	患者実数	患者延数	参加者	参加人数
9	8	9	本人、家族、医師、居宅介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護師、作業療法士、理学療法士、福祉用具担当者、医療機器担当者、保健所保健師等	69

5 その他

難病患者が適切なサービスを利用し、よりよい療養生活が送れるよう、難病の制度に係る福祉制度等の情報を提供するための冊子「令和4年度難病の制度に係る主な福祉制度」を作成し、管内市町・医療機関等に配布した。

第6節 原爆被爆者援護

原爆被爆者援護法に基づき、被爆者健康手帳の交付及び健康診断を実施し、被爆者の健康の増進、福祉の発展に努めた。

(1) 被爆者健康手帳等所持者数

区 分	R4 年度末	R3 年度末
被爆者健康手帳	58	64
健康診断受診者証	2	3

(2) 健康診断実施状況

区 分	実施時期	受診者数	うち 精密検査受診者数	
一般検査	第1回	6月	22	0
	第2回	11月	22	1
	希 望	7～10月 12～2月	4	1
がん検診(胃・肺・乳・子宮・大腸・骨髄)		5	0	

(3) 被爆者援護法に基づく各種手当等の申請書進達等

医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当、原子爆弾小頭症手当、介護手当の6つの手当と葬祭料の申請書進達等

区 分	進達件数	区 分	進達件数
手当・葬祭料	1	被爆者健康手帳再交付	0
一部負担金相当額申請書等	0	被爆者健康手帳交付(居住地変更)	0
合 計	1	合 計	0

第7節 石綿(アスベスト)対策

石綿(アスベスト)に係る健康被害について、それらの健康不安に対応するため、健康相談を実施している。

また、平成18年3月27日に施行された石綿健康被害救済法による認定申請及び救済給付請求に関する相談等を受け付けた。

(1) 健康相談状況

区 分	実人数	延べ人数	相 談 内 容 等	
			救済給付に関する相談	一般相談
来所相談	2	2	2	0
電話相談	2	2	1	1
合 計	4	4	3	1

(2) 認定申請及び救済給付請求受付

受付件数	1
------	---

第8節 かがわ思いやり駐車場制度

公共的施設に設置されている障害者等用駐車場の適正利用を図るため、障害のある方や高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な者に、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付することにより、利用者を明確にし、駐車場管理者等の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、障害のある方等に配慮した環境づくりを推進した。

区 分	長 期					短 期	
	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	高齢者	難病患者	けが人	妊産婦
利用証交付件数	143	9	2	20	23	5	313
合 計	197					318	

第9節 ヘルプマーク配付業務

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方に、周囲の方へ配慮を必要としていることを知らせるために身に着けるマークの配付を行った。

配付数	10
-----	----

第5章 保健対策第一課業務

第1節 感染症対策

第1節-1 結核対策

届出のあった結核患者を訪問し実態を把握するとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)による公費負担及び入院勧告等について「結核の診査に関する協議会」に諮問し、適正な医療の提供を図った。また、管理検診並びに接触者健康診断の実施率の向上に努め、登録患者及び接触者の健康管理を徹底した。

1 結核健康診断・予防接種実施状況(感染症法第53条の2)

管内の住民・乳幼児・生徒・事業所の従業員等に対する健康診断、予防接種の実施状況を実施義務者からの「感染症(結核)定期健康診断結果報告書」により把握した。

(1) 定期健康診断・予防接種の実施状況

区 分	高校以上*1	乳幼児	一般住民	施設*2	事業所*3	合 計
対象者数	3,841	1,996	85,984	2,978	17,045	111,844
受診者数	3,829	1,652	21,630	2,806	16,050	45,967
受診率(%)	99.7	82.8	25.2	94.2	94.2	41.1
BCG接種者数		1,652				1,652
胸部X線撮影者数	3,829		21,630	2,758	16,050	44,267
喀痰検査者数	0		0	48	0	48
精密検査者数 (CT等・喀痰含む)	0		234	47	36	317
発見患者数	0		0	0	1	1
発病の恐れのある者	0		0	0	2	2

*1 大学、高等学校、専修学校又は各種学校(就業年限が1年未満のものを除く)の学生、生徒のうち、入学年度の者(入学年度に1回実施)

*2 施設入所者

*3 学校・医療機関・社会福祉施設の従事者

(2) 定期健康診断(一般住民)市町別実施状況

区 分	対象者数	実施者数	実施率(%)	胸部X線撮影者数	精密検査	発見患者	発病の恐れ
丸 亀 市	32,060	4,748	14.8	4,748	30	0	0
坂 出 市	17,747	4,364	24.6	4,364	37	0	0
善 通 寺 市	9,866	2,746	27.8	2,746	13	0	0
宇 多 津 町	4,077	1,290	31.6	1,290	22	0	0
綾 川 町	8,556	2,621	30.6	2,621	36	0	0
琴 平 町	3,584	915	25.5	915	11	0	0
多 度 津 町	3,351	2,041	60.9	2,041	77	0	0
まんのう町	6,743	2,905	43.1	2,905	8	0	0
合 計	85,984	21,630	25.2	21,630	234	0	0

2 結核登録患者の状況

(R4. 12 月末現在)

区分	年末登録数	登録率 (人口 10 万対)	うち活動性結核	有病率 (人口 10 万対)	うち新規登録	罹患率 (人口 10 万対)
丸 亀 市	17	15.7	5	4.6	5	9.2
坂 出 市	10	20.2	3	6.1	4	12.1
善 通 寺 市	6	19.5	1	3.2	1	6.5
宇 多 津 町	4	21.4	2	10.7	2	10.7
綾 川 町	8	35.9	3	13.5	1	9.0
琴 平 町	2	24.7	0	0	0	0
多 度 津 町	3	14.0	2	9.3	2	9.3
まんのう町	6	35.7	1	6.0	2	11.9
合 計	56	20.3	17	6.2	17	9.4

*人口は令和4年10月1日推計値のもの。上記罹患率は新規登録/人口

*潜在性結核感染症、転入者推計値は除く。

3 新登録患者数(登録時活動性分類・受療状況別)

(R4. 1. 1～R4. 12. 31)

区分	活動性肺結核					活動性肺外結核	計
	登録時客観的陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性その他		
	初回治療	再治療	計				
入院	12	0	12	2	1	8	23
在宅医療	0	0	0	1	1	0	2
医療なし	0	0	0	0	0	1	1
合 計	12	0	12	3	2	9	26

*潜在性結核感染症は除く。

4 結核による公費負担申請・合格・承認状況

結核患者に対する医療費公費負担制度には、他の人に感染させる恐れがあるため結核病床のある医療機関に入院して治療を受けている人が対象となる入院患者の医療（感染症法第37条）と、一般患者に対する医療（感染症法第37条の2）とがある。

(1) 入院勧告患者数(感染症法第37条)(実)

(R4. 1. 1～R4. 12. 31)

丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	宇 多 津 町	綾 川 町	琴 平 町	多 度 津 町	まんのう町	合 計
3	3	1	2	1	2	2	2	16

(2) 一般患者に対する医療(感染症法第37条の2)(延べ)

(R4. 1. 1～R4. 12. 31)

区分	被用者保険		国 保			後期高齢者	生保	その他	合計
	本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
申請件数	15	2	7	0	0	26	1	0	51
合格件数	15	2	6	0	0	26	1	0	50
承認件数	15	2	6	0	0	26	1	0	50

5 接触者健康診断実施状況（感染症法第17条）

新登録患者及び排菌患者の接触者に対して接触者健康診断を実施した。

区分	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検査内訳 *1				健診結果			
				ツ反 応 検 査 者 数	胸 部 X 線 撮 影 者 数	IGRA 検 査	喀 痰 検 査	発 見 患 者 数	潜在性 結核 感染症	発病の 恐れ のある者 *2	
保健所 実施分	患者家族 健診	47	47	100	0	16	31	0	0	0	0
	接 触 者 健 診	260	260	100	0	104	158	0	0	2	3
医療機関 委託分	患者家族 健診	5	5	100	1	2	3	0	0	0	0
	接 触 者 健 診	5	5	100	0	4	1	0	0	0	0

*1：1人の受検者が複数の検査を受けている場合がある。

*2：IGRA検査で陽性だが治療を行わず経過観察中の者等

6 結核登録患者の精密検査（管理検診）（感染症法第53条の13）

結核登録票に登録されている者に対し、必要に応じ精密検査を行い病状を把握した。

区分	対象者数	受診者数	検査内訳		健診結果	
			胸部X線 撮影者数	喀痰 検査者数	要医療者数	要観察者数
保健所実施分	6	6	6	0	0	0
医療機関委託分	2	2	2	0	0	0
合 計	8	8	8	0	0	0

7 結核定期病状調査事業

管理検診を要する対象者に対し、医療機関に健診結果報告を依頼し病状を把握した。

依頼件数 (延べ)	報告件数(延べ)	健診結果	
		要医療者数	要観察者数
47	44	0	0

8 結核対策特別促進事業（DOTS 推進事業）

(1) DOTS カンファレンス

喀痰塗抹陽性患者に対し、治療開始から終了に至るまでの服薬支援を円滑に実施するために、独立行政法人国立病院機構高松医療センターとDOTSカンファレンスを開催した。

開催回数	ケース数 (延べ)	
	入院中	退院後
10	45	69

*DOTS：直接監視下短期化学療法

*DOTSカンファレンス：服薬支援が必要な患者に適切な支援方法の検討

(2) 保健師による結核に関する相談・訪問指導状況

結核登録患者について、処方された薬剤を確実に服用すること等、必要な指導を行うと共に相談に応じた。

相 談		訪 問 指 導	
電話 (延べ人数)	来所(延べ人数)	実人数	延べ人数
105	16	52	82

(3) 関係者会・研修会等による普及・啓発

結核患者の完治と、まん延防止や服薬支援の連携を図ることを目的に、令和元年度までは、定期的に医療機関・介護保険施設等を対象に研修会・関係者会議を開催していたが、今年度においては新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、開催を中止した。なお、結核患者が発生した施設等に対しては適宜指導を行った。

結核患者発生に伴う教育・啓発等

実施施設	施設数	内 容
医療機関	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の結核の状況について ・ 結核発生時の対応について ・ 接触者の把握と健診について ・ 治療について ・ 服薬支援・患者支援について
老人福祉施設	1	
介護サービス事業所	2	
職域	1	
市町 (包括)	0	
合 計	5	

(4) 所内ケース会議

患者及び接触者に対して適切な管理を行うためにケース会議を行い、情報の共有及び個別事例の検討を行った。

回 数	事例数 (延べ)
37	46

第1節—2 その他の感染症対策

1 感染症法に基づく届出

感染症法に基づく医師の届出があった場合には、感染症の発生予防及びまん延防止のため、必要により積極的疫学調査を実施している。また、管内の定点医療機関からの報告や学校等欠席者感染症情報システムにより、感染症発生動向を迅速に収集・分析し、まん延防止対策として県民や関係機関等への情報提供を行っている。

(1) 感染症法に基づく届出数

感染類型	疾患名	合計
三類	腸管出血性大腸菌感染症(6)	6
四類	レジオネラ症(4)	4
五類	梅毒(29)、アメーバ赤痢(1)、侵襲性肺炎球菌感染症(6)、カルシペネム耐性腸内細菌科細菌感染症(6)、百日咳(4)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症(2)、急性髄膜炎(4)、クロイツフェルト・ヤコブ病(1)	53
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症(42, 868)	42, 868

(2) 積極的疫学調査(延べ数) (他県からの依頼も含む) (新型コロナウイルス感染症は別掲)

疾患名	訪問	電話連絡	来所
腸管出血性大腸菌感染症 レジオネラ症 デング熱	1	62	1

2 社会福祉施設等における感染症発生時の対応とその他の相談等対応

管内の社会福祉施設や医療機関等において感染症の発生があった場合は、関連機関と連携し、必要に応じて調査・指導を実施した。

(1) 発生報告・相談件数

疾患名	報告件数(実)	訪問調査数(延べ)	電話・相談数	来所相談数	施設内訳
インフルエンザ	21	0	86	0	児童福祉施設(23) 老人福祉施設(3) 医療機関(4)
感染性胃腸炎	12	0	65	0	
その他 RSウイルス 手足口病等	9	0	57	0	
合計	42	0	208	0	

(2) その他

- ・上記以外の電話相談で助言のみで終了したもの 24件
- ・管内施設等に手洗いチェッカー等を貸出し施設内の研修を支援したもの 17件

3 エイズ対策

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について」(平成24年1月19日付け厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に基づき、医師等によるエイズに関連した個別相談を実施し、医師が必要と認め、同意が得られた者に対して、HIV抗体検査(即日検査を含む)を実施した。尚、令和4年度においては、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生拡大に伴い、検査日の検査件数を減らすとともに、感染予防対策を講じて実施した。

(1) エイズ相談件数

電 話			来 所			合 計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
7	0	7	21	6	27	28	6	34

(2) HIV抗体検査実施件数 (うち即日検査)

男	女	合 計	検査結果陽性者	判定保留
21 (21)	6(6)	27(27)	0	0

(3) 普及啓発

エイズ検査普及週間及び世界エイズデーに合わせ臨時検査を実施し受検機会の拡大を図ると共に、所内で啓発パネル展を実施した。

開催月日	場 所	内 容
R4.6.1~R4.6.7	中讃保健福祉事務所	HIV/AIDSに関する正しい知識、予防、早期発見・早期治療についてパネル・パンフレット展示、啓発グッズ配布
R4.11.24~R4.12.2	中讃保健福祉事務所	

4 新型インフルエンザ等新興感染症・再興感染症対策

(1) 新型インフルエンザ等新興感染症発生時の医療提供体制整備と連携強化

患者発生時に迅速かつ適切に初動対応できるよう、管内の第二種指定医療機関と連携して実動訓練を実施し、行政と患者受入医療機関の体制整備を図った。(1回実施)

(2) 再興感染症等発生(疑い含む)時の医療機関との連携、積極的疫学調査、検査協力依頼の実施

感染症(疑いを含む)時の病原体を確定することは、治療、感染拡大防止、予防対策に重要である。

病原体によっては、地方衛生研究所(香川県環境保健研究センター)や国立感染症研究所での検査により確認する必要があり、診断医師からの行政検査依頼に対し、保健所長の判断により地方衛生研究所への検査依頼、検体搬送を実施した。(腸管出血性大腸菌感染症4件、侵襲性肺炎球菌3件、劇症型溶血性レンサ球菌2件、カルバペネム5件、日本紅斑熱3件、SFTS1件、ツツガムシ1件、インフルエンザ1件、レストスピラ症1件、麻しん1件、新型コロナウイルス感染症17,519件)

5 新型コロナウイルス感染症対応

令和5年5月7日まで、感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられていた状況の中、保健所は県民や関係機関からの相談や受診調整を行うとともに、PCR検査対応（ドライブスルー検査）を実施した。また、陽性者発生時には積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定や療養支援、健康観察等を行った。なお、国・県内の動向や感染対策、所内対応状況の情報共有・連携を図ると共に、関係機関との連絡会等も開催し、地域全体の感染拡大防止に努めた。新型コロナウイルス感染者情報管理支援システム（HER-SYS）による医療機関からの発生報告により、感染者の迅速な把握が可能となり、早期支援に繋がった。

(1) 発生届出数 42,868 件

(2) 行政検査

① PCR検査件数

医療機関採取分 (※)	保健所採取分	計
41,412	8,525	49,937

② 行政検査（抗原検査）件数 2,925 件

③ 検査結果（保健所採取分）

陽性	陰性	計
2,057	6,468	8,525

(3) 積極的疫学調査件数 27,968 件

※令和4年9月26日以降、4類型（入院患者、妊婦、65歳以上の方、重症化リスクがあり、コロナ治療薬が必要な患者）のみの調査となったため、陽性者数とは必ずしも一致しない。

(4) 陽性者への療養支援

毎日の電話や、新型コロナウイルス感染者情報管理支援システム（HER-SYS）によるデータに基づき、健康観察を実施するとともに、自宅療養者に対する療養セットの配布やパルスオキシメータ配布、酸素濃縮器の貸し出し等により、療養支援を行った。

(5) 宿泊療養施設への調整

軽症者等で、自宅での療養では高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合には、重症化リスクがない等不適とする要件に該当しない者に対して、宿泊療養施設への入所調整を行った。

(6) 患者搬送

新型コロナウイルス感染症の陽性患者や疑似症患者の搬送については、保健所車両（アイソレータ付き）に加え、軽症者に対しては委託民間タクシー会社へ調整、重症者の場合は消防に依頼し、迅速な搬送を実施した。（保健所車両での搬送47件、委託民間タクシーでの搬送108件）

(7) 病院との連絡会

地域の中核となる 8 医療機関を対象に、新型コロナウイルス感染症対応等について情報提供や情報共有を行い、医療連携強化を図ることを目的に感染症医療連携連絡会を開催した。

開催月日	参加人数	内容
R4. 6. 14	会場参加16名、Web参加92名	※中西讃地区合同カンファレンスとして合同開催 「中讃保健所管内における新型コロナウイルス感染症 発生状況について」 ・中西讃管内のコロナ発生状況 ・クラスター対応 等
R4. 11. 15	会場参加24名、Web参加90名	※中西讃地区合同カンファレンスとして合同開催 「新興感染症の発生を想定した訓練」 ～新型コロナウイルス感染症対応の個人防護具着脱演習、ゾーニング方法～

(8) 新型コロナウイルス情報交換会

管内の関係機関（郡市医師会、消防本部）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についての情報提供・情報交換会を開催し、連携強化を図った。

開催月日	参加人数	内容
R4. 5. 19	来所6名	<ul style="list-style-type: none"> ・県、管内の新型コロナウイルス発生状況 ・9/26 全数届出見直し後の対応状況について ・情報交換 等
R4. 11. 21	来所11名	

(9) クラスター対応

社会福祉施設、医療機関等での新型コロナ発生時に感染拡大を防止するため、濃厚接触者の特定やゾーニング、防護服着脱の指導を行うとともに、県と連携し、感染管理看護師（ICN）等派遣調整（38 施設）を実施した。またクラスターとなった 228 施設（高齢者・障がい者施設・医療機関等）に対し、感染対策の指導を行った。

(10) その他

中讃管内の 6 つの重点医療機関（坂出市立病院、香川労災病院、回生病院、滝宮総合病院、四国こどもとおとなの医療センター、まるがめ医療センター）、協力医療機関やその他の医療機関に対して、トリアージ受診調整・入院調整を実施した。また、地域の医療機関や医師会、警察、消防、市町との情報提供や情報共有などを含む連携体制強化を図った。

6 健康教育の実施

依頼のあった施設等に対し、感染症対策に関する正しい知識の普及啓発を行った。

開催月日	場 所	内 容	対象者	参加人数
R5. 3. 22	丸亀市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症について」 ・「新型コロナウイルス感染症対応のための個人防護具の着脱」 	丸亀市地域包括支援センター職員	20

7 肝炎患者等の重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者の早期発見及び適切な治療を推進するため、検査・相談業務と医療費助成申請の受付を実施した。

(1) 肝炎ウイルス検査・相談

香川県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要領に基づき、血液検査、電話相談等を実施した。
検査・相談件数（延べ数）

電話相談等	血液検査	検査結果陽性者
30	2	0

(2) 陽性者フォローアップ事業（定期的年1回以上）

肝炎ウイルス陽性者で検査前後に本人の同意を得ている者に対して、電話でフォローアップを実施した。

対象者	フォローアップ回数
4	4

(3) 初回精密検査・定期検査の費用助成

香川県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要領に基づき、検査費用助成申請の受付を実施した。

初回精密検査	定期検査
1	0

(4) 医療費の助成

香川県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、医療費助成申請の受付を実施した。

区 分	新規申請	変更申請	更新申請	還付申請	再発行	再治療
インターフェロン	0	0	0	0	0	0
インターフェロンフリー	28	1	0	0	0	1
核酸アナログ製剤	4	14	170	0	0	0

8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成30年12月から開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、医療費助成申請の受付を実施した。

医療費の助成	還付申請
4	1

第2節 骨髄移植提供希望者登録推進事業

骨髄提供希望者に対して、骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明及び登録の受付を実施した。

相談件数	登録者受付件数
5	4

第3節 医療

医療法等関係法令に基づく各種届出等の受理を行うとともに、病院、診療所に対し立入検査による指導を実施し、良質かつ適切な医療提供体制の確保に努めた。

また、医療従事者等の各種免許申請の受付・進達を行った。

医療安全支援センター(所内設置)において、県民の医療に関する相談、苦情の対応及び情報提供等を行った。

医療に関する基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省の規定に基づき、病院報告等の各種統計調査を実施した。

(1) 医療機関数及び病床数

(令和5年3月31日現在)

区分	病院				医科診療所			歯科診療所		合計				
	施設数	病床種別数			施設数	病床種別数			施設数	病床数	施設数	病床種別数		
		療養・一般	感染症	精神		療養・一般	感染症	精神				療養・一般	感染症	精神
丸亀市	12	1,212	—	673	87	95	—	—	51	—	150	1,307	—	673
坂出市	6	815	4	483	48	85	—	—	30	—	84	900	4	483
善通寺市	3	754	—	22	32	88	—	—	13	—	48	842	—	22
宇多津町	1	56	—	—	9	19	—	—	8	—	18	75	—	—
綾川町	2	254	—	—	18	37	—	—	7	—	27	291	—	—
琴平町	2	87	—	—	9	18	—	—	5	—	16	105	—	—
多度津町	4	132	—	186	16	37	—	—	8	—	28	169	—	186
まんのう町	1	40	—	—	14	5	—	—	6	—	21	45	—	—
合計	31	3,350	4	1,364	233	384	—	—	128	—	392	3,734	4	1,364

(2) その他の医療関係施設数

(令和5年3月31日現在)

区分	歯科技工所	あんま等施術所	柔道整復施術所	助産所	合計
丸亀市	18	122	50	4	194
坂出市	9	70	26	1	106
善通寺市	5	41	18	—	64
宇多津町	2	23	11	—	36
綾川町	10	21	8	1	40
琴平町	4	26	4	—	34
多度津町	5	19	8	1	33
まんのう町	3	19	5	—	27
合計	56	341	130	7	534

(3) 管内医療従事者数

(R4.12.31現在)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士	合計
従事者数	704	220	600	—	—	—	—	458	191	—

(注1) 令和4年度業務従事者届による。(2年に1回の調査)

(注2) 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者数はオンラインによる従事者届提出となったため、令和5年9月頃に国から発表予定

(4) 医療関係機関の許可申請・届出受理件数

区分	病院	医科 診療所	歯科 診療所	歯科 技工所	あんま等 施術所	柔道整復 施術所	助産所	合計
許可申請	32	20	5	—	—	—	1	58
届出	40	※ 485	23	6	62	34	4	654
合計	72	505	28	6	62	34	5	712

※ 医療法人各種届出含む

(5) 医療従事者等免許申請受理件数

区分	件数	区分	件数	区分	件数
医師	22	臨床検査技師	6	准看護師	98
歯科医師	7	衛生検査技師	0	管理栄養士	34
薬剤師	19	診療放射線技師	4	栄養士	69
保健師	30	理学療法士	25	調理師	104
助産師	14	作業療法士	34	受胎調節実地指導員	6
看護師	293	視能訓練士	0		
				合計	765

※令和4年度調理師試験願書受付件数 53件

(6) 立入検査の状況

病院	医科診療所		歯科診療所	合計
	有床	無床		
31 (2)	1	8	2	42(2)

※令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、実施規模及び手法を縮小して、下記の①、②、③を対象に書面による検査を実施した。

①病院

②令和3年度に新規開設した医療機関のうち、立入検査未実施の医療機関

(令和2年度以前に開設したものの、書面確認を実施できていない医療機関を含む)

③保健所長が必要と判断した医療機関

() 内数字は、うち文書指導施設数

(7) 医療相談の状況

相談・質問	不信・苦情	要望・提言	その他	合計
14	68	1	0	83

第4節 統計調査 (人口動態統計)

人口動態統計は、国(厚生労働省)の主要統計であり、出生、死亡、死産、婚姻、離婚について、その届出を受けた市区町村長が調査票を作成する。わが国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得るためのものである。

当事務所では、調査票の内容審査、小票の作成、関係者への照会等の事務を実施した。なお、令和4年の調査票件数は、次のとおり。

出生票 1,827 枚、死亡票 4,099 枚、死産票 35 枚、婚姻票 1,019 枚、離婚票 477 枚

第6章 保健対策第二課業務

第1節 精神保健福祉対策

1 精神保健福祉法に基づく通報等

(1) 精神障害者の保護申請・通報等への対応

精神保健福祉法による通報等に関しては、24時間365日対応で法第27条に基づく調査を実施した。調査結果に応じ、精神保健指定医の診察、入院措置に関する諸対応や移送を行った。また、診察や措置に至らない場合は必要に応じ受診の援助や相談指導等を行った。

① 保護申請及び通報受理件数

区分	法第22条 (診察及び 保護の申請)	法第23条 (警察官の 通報)	法第24条 (検察官の 通報)	法第25条 (保護観察 所長の通報)	法第26条 (矯正施設 の長の通報)	法第26条の 2(精神病院 の管理者の 届出)	法第26条の 3(心神喪失 による他害 行為の通報)	合計
丸亀市	0	14	2	0	8	0	0	24
坂出市	0	6	3	0	3	0	0	12
善通寺市	0	3	0	0	2	0	0	5
宇多津町	0	1	0	0	0	0	0	1
綾川町	0	0	0	0	0	0	0	0
琴平町	0	0	0	0	0	0	0	0
多度津町	0	3	0	0	1	0	0	4
まんのう町	0	1	0	0	1	0	0	2
管内計	0	27	5	0	15	0	0	48
管外	0	5	1	0	1	0	0	7
合計	0	33	6	0	16	0	0	55

② 27条に基づく調査結果

区分	申請 通報 件数 ①+②+③	診察 不要 ①	診察 必要 ②	診 察		診察を受けた者			緊急措置入院の状況			措置 入院者 計 (A)+(B)	
				一次 のみ	一次 二次	要措置 (措置 入院 (A)	措置不要		診 察 した 患者 数 ③	緊急措 置入院 者数	その後 の診察 の結果 措置入 院とな った者 (B)		
							要入 院医 療	要入 院外 医療					医 療不 要
丸亀市	24	11	13	3	10	9	0	1	0	0	0	0	9
坂出市	12	7	5	3	2	2	0	0	0	0	0	0	2
善通寺市	5	3	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
宇多津町	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
琴平町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多度津町	4	3	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
まんのう町	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
管内計	48	25	23	7	16	15	0	1	0	0	0	0	15
管外	7	2	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
合計	55	27	28	7	21	20	0	1	0	0	0	0	20

※27条にかかる診察は不要と判断された27件のうち、明らかに医療が必要と思われた者については、受診等の援助を行った。
 ※診察不要のうち1件は調査不能であった。

③ アルコール慢性中毒者保護通報への対応

「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」による通報（3件）に対応した。

④ 保護申請・通報によらない要請による危機対応

保護申請・通報によらない要請により 危機対応した件数							要請後の対応(重複あり)					
家族・親族	近隣	民生委員	市町	警察署	その他	合計	訪問指導	受診奨励 受診援助	精神保健福祉 相談の利用	他の機関紹介	法34条の移送	その他
1	1	0	2	3	2	9	5	5	1	1	0	1

⑤ 精神障害者連絡票

精神保健福祉法第47条第1項に係る情報提供としてされる香川県下警察署による「精神障害者等連絡票」に対して、訪問活動等を検討及び実施した。

丸亀市	坂出市	善通寺市	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	管外	計
15	8	5	4	8	0	3	2	0	45

(2) 法定届出書類に係る受理及び進達業務

① 法第33条第7項、第33条の2に係る届出（医療保護入院）

区分	丸亀市	坂出市	善通寺市	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	管外	計
入院	142	113	42	25	29	15	29	32	44	471
退院	142	116	37	26	28	16	30	23	41	459

② 法第38条の2に係る届出（定期病状報告書）

医療保護入院	措置入院
152	6

(3) 精神保健福祉相談・家庭訪問

嘱託医による精神保健福祉相談や保健師・精神保健福祉相談員による訪問や相談を実施した。

① 嘱託医師による精神保健福祉相談

実人数	延べ人数	相談内容（延べ）											
		社会復帰	老人	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	ゲーム	こころの健康	摂食障害	うつ・うつ状態	てんかん	その他
8	8	5	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0

② 継続看護依頼票

医療機関より提出された継続看護依頼票（2件）に対応した。

③ 保健師・精神保健福祉相談員による相談(来所・訪問・電話等)

区分		来所	訪問	計	電話	メール	合計	
実人数		79	154	233				
延べ人数		203	887	1,090	738	39	1,867	
相談 内容 (延べ)	社会復帰	146	778	924	543	20	1,487	
	老人	6	52	58	51	0	109	
	アルコール	17	37	54	42	0	96	
	薬物	0	13	13	4	4	21	
	ギャンブル	5	1	6	2	0	8	
	ゲーム	2	0	2	1	0	3	
	思春期	3	0	3	3	0	6	
	こころの健康	22	5	27	88	15	130	
	うつ・うつ状態	1	1	2	1	0	3	
	摂食障害	0	0	0	0	0	0	
	てんかん	0	0	0	2	0	2	
	その他	1	0	1	1	0	2	
	(再)	ひきこもり	19	13	32	34	14	80
		発達障害	3	1	4	3	0	7
自殺関連 (自死遺族)		3	2	5	0	0	5	
犯罪被害		0	0	0	0	0	0	
災害		0	0	0	0	0	0	

(4) 措置入院者退院後支援

精神障害者が退院後も医療等の包括的な支援を継続的に受けられることを目的に、「精神障害者の退院後支援実施要領」に基づき、本人の同意を得た上で、支援調整会議（個別ケース検討会議）により支援計画を作成し、医療機関・市町・関係機関と連携して退院後支援（9件）を行った。

(5) 精神科病院実地指導及び入院患者実地審査

開催月日	実施病院	内容
R4.9.6	四国こどもとおとなの医療センター	精神保健指定医の入院患者実地審査の立会いと実地指導聞き取り調査及び感染症対策の聞き取り
R4.10.21	丸亀病院	同上
R4.11.24	しおかぜ病院	同上
R4.12.8	回生病院	同上
R4.12.19	西紋病院	同上
R4.12.20	こころの医療センター五色台	同上
R5.1.20	三船病院	同上
R5.2.14	赤沢病院	同上

2 地域移行促進対策

(1) 精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業

「香川県精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業実施要綱」に基づき、精神に障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域をつくるため、精神保健福祉に係る関係機関が相互の連絡を図ることにより精神障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことを目的に「中讃圏域精神保健福祉関係ネットワーク会議」を2回開催した。

	開催日	内容	参加者数
第1回	R4. 9. 15 (木)	講義：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて～高松圏域の実践を踏まえて～」 講師：高松市障害者基幹相談支援センター 中核拠点センター長 照下善則氏	21名
第2回	R5. 2. 14 (火)	中讃圏域地域自立支援協議会の取組みについて報告 ・中讃東圏域地域自立支援協議会 地域包括ケア部会 相談支援事業所わかたけ 増田恭平氏 ・中讃西圏域地域自立支援協議会 精神保健福祉部会 相談支援事業所はなぞの 山田智子氏	11名

(2) 精神障害者通報等関係者連絡会

精神保健福祉法（第23、24条）による診察及び入院措置制度を適切に実施することにより自傷他害のおそれがある精神障害者に対し、適時適切な医療及び保護が提供できるように、関係者間で共通理解に努め、支援体制の充実強化を図るための連絡会を1回開催した。

	開催日	内容	参加者数
第1回	R4. 11. 17 (木)	講義：「措置入院の対象と医療 ーデータからー」 講師：医療法人社団三愛会三船病院 精神保健指定医 三船和史理事長	32名

(3) ピアサポーター派遣事業

精神科医療機関等からの地域移行支援を行うとともに、地域の精神障害者の理解や支援者のスキルアップを図ることを目的に実施した。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として入院患者への面会制限が行われており、精神科医療機関への訪問は実施できなかった。

開催月日	派遣先	内容	対象	人数
R4. 9. 15	精神保健福祉関係ネットワーク会議	ピアサポーターへのインタビュー 「地域で生活する精神障害者が抱える困り感」	医療機関 相談支援事業所 管内市町職員	21
R4. 11. 21	ピアサポーター交流会	体験発表	ピアサポーター	21
R5. 2. 20	ピアサポーター交流会	体験発表	ボランティア 支援者	18

3 地域定着化対策

(1) 社会参加支援活動

地域で生活する精神障害者同士の支え合い等を行うピアサポートを促進するとともに、地域の支援者との顔の見える関係づくりにより、活動の幅を広げることが目的に開催した。

また、統合失調症患者の家族が病気や障害についての理解を深めるとともに、将来への不安や悩みを軽減することを目的に家族学習会を開催した。

区分	開催月日	内容	対象	参加人数
ピアサポーター 交流会	R4. 7. 25	ミニ講座「セルフケアについて」 話し合い「地域で生活する中で気付くこと」	ピアサポーター ボランティア 支援者	15
	R4. 11. 21	ミニ講座「ピアサポーターとして大切にしていること」 話し合い「地域で生活する中で気づくこと～ピアサポーターとしてできること～」		21
	R5. 2. 20	ミニ講座「災害への備え」 体験発表 話し合い「今年取り組みたいこと」		18
統合失調症の家族 学習会	R4. 10. 27	[講義] 回復力を高めるコミュニケーション ～経過の理解と関わる上での注意点～ 講師：古新町こころの診療所 精神保健福祉士 斎中康人氏 ピアサポーター2名による体験発表 家族の座談会	統合失調症患者 の家族等	25
	R4. 11. 24	[講義] 回復力を高めるコミュニケーション ～回復期の理解と社会再参加～ 講師：古新町こころの診療所 精神保健福祉士 斎中康人氏 家族会紹介（つくし会） 家族の座談会		33

(2) 地域活動への支援

精神障害者の地域生活を支援する家族会や団体等の活動を支援した。

区分	参加回数	内容	対象	参加延人数
断酒会	9	定例会	断酒会会員・家族等	66
精神保健福祉ボランティアもえぎの会	10	定例会、学習会、交流会	もえぎの会会員等	241
市町居場所等	0	アトムの子（丸亀市綾歌地区）定例会 ⇒ ※令和4年度から閉鎖	地域で生活する精神障害者	0
	1	カノンの会（宇多津町）定例会	同上	9
障害福祉サービス事業所	10	たんぽぽ（事業所）連絡会	地域支援者	71

(3) 理解促進、啓発事業

精神障害者に対する誤解や偏見を是正し、精神障害者の社会復帰と社会参加に対する理解と関心を深めるため、普及啓発や支援者のスキル向上に向けた研修会で講師を務めている。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため開催中止となり、実施できなかった。

(4) 関係者会（ケース会議、事例検討会、ケア会議等）

精神障害者の地域生活を支援するため、関係者等によるケース会議・事例検討会、ケア会議等を開催又はこれらへ参加した。

区分	実施回数	内容	対象	事例数	参加延人数
事例検討会	8	精神保健福祉センターの技術指導、技術援助における事例検討	精神保健福祉センター 市町精神保健福祉担当者 相談支援事業所 福祉サービス事業者 管内精神科病院等	21	94
ケース会等	51	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケア会議 ・措置入院患者の退院後支援調整会議 ・医療観察制度対象者の情報共有、処遇方針の統一や役割分担を図るための個別ケア会議 	本人・家族・高松保護観察所・精神保健福祉センター・市町精神保健福祉担当者・相談支援事業所・福祉サービス事業者・管内精神科病院等	70	456

4 自殺対策・こころの健康づくり対策事業

「地域自殺対策強化事業実施要綱」に基づき、関係機関との情報共有や役割の分担を通して、ネットワークの構築に努めるとともに、地域・職域連携によるハイリスクグループ支援や普及啓発等を行った。

(1) 若年層対策事業

思春期は心身ともに発達や変化が著しい時期であり、この時期のこころの健康問題が生涯にわたり影響を及ぼすと言われていることから、看護学等を学ぶ学生を対象に自分自身がハイリスク世代であることを認識するとともに、こころの不調を感じたら専門家に相談する、また、周囲の人の悩みに気づいたら専門家につながることができることを目的に健康教育を実施した。

思春期の学生への健康教育を実施

開催月日	場所	対象	参加人数
R4. 5. 13	中讃保健福祉事務所	香川看護専門学校	71
R4. 5. 16		香川県立保健医療大学	10
R4. 6. 13		香川大学	5
R4. 7. 25		香川県立保健医療大学	5
R4. 7. 29		香川県立飯山高校	29
R4. 11. 2		四国医療専門学校	50

(2) 生活困窮者等支援事業

自殺の背景となる大きな要因である、経済や生活の問題を抱える者に対して、生活保護 CW と同伴訪問を実施し、心の不調についての相談に応じた。(実人員 11 人、延人員 32 回)

(3) 普及啓発

① 働く世代等への出前講座の開催

企業主や従業員等が自殺や自殺の危険因子である精神疾患について理解し、自身や職場全体の健康管理に活かすことを目的に、下記の対象に出前講座「こころの健康づくり」を実施した。

開催月日	場所	対象	参加人数
R4.9.5	香川県トラック協会	トラック企業事業主やその妻	26
R4.10.11	川上板金工業所まんのう工場	従業員	23
R5.2.16	地域活動支援センターわかたけ	地域活動支援センターわかたけ利用者及び職員	35

② 名刺型「こころの電話相談」啓発媒体の設置及び配布

こころの不調や自殺企図のおそれのある者を早期に相談機関に繋げることを目的に、管内の二次救急医療施設に名刺型「こころの電話相談」啓発媒体を設置した。

設置機関	香川労災病院、回生病院、滝宮総合病院、坂出市立病院、四国こどもとおとなの医療センター
------	--

③ 市町のイベント等への出展

市町が開催する健康まつりの機会を通じて、自殺対策・こころの健康・ゲートキーパーについて普及啓発を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため不参加となり、実施できなかった。

④ 地域・職域連携強化による取り組み

自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせ、管内商工会議所（丸亀、坂出、綾川）の会報誌に、自殺の現状や心の電話相談窓口、ゲートキーパー等について掲載し、自殺は身近な問題であることを啓発した。

5 ひきこもり地域支援対策事業

(1) ひきこもり支援研修会

ひきこもり者の家族や周囲がひきこもり状態について正しく理解し、適切な対応が図れ、相談機関と繋がりがながら回復の道を探ることができることを目的に研修会を開催した。

開催月日	場所	内容	対象	参加人数
R4.12.20	中讃保健福祉事務所	講演「ひきこもりの家族への関わり方のヒント」 講師 香川県ふじみ園相談支援センター 曾利 真弓氏 家族司士での座談会	ひきこもり者の家族、支援者等	12

(2) アネモネの会 (家族のつどい)

ひきこもり者の家族等が、家族同士の交流を通して悩み等を共有し、家族の社会的孤立を防ぐことを目的に家族のつどいを開催した。

開催月日	場所	内容	対象	参加人数
R4. 7. 12	中讃保健福祉事務所	ひきこもりサポーターからの経緯発表、家族同士での座談会、相談窓口や居場所、研修会等の情報提供	ひきこもりの方の家族等	11
R5. 2. 15	中讃保健福祉事務所	ひきこもりサポーターからの経緯発表、家族同士での座談会、相談窓口や居場所、研修会等の情報提供	ひきこもりの方の家族等	16

(3) ひきこもりサポーター活用事業

「香川県ひきこもりサポーター活用事項実施要綱」に基づき、ひきこもり状態にある人の社会的自立及び本人・家族の福祉の増進を目的に個別支援を行った。(1名) また、個別支援の利用を希望する人とひきこもりサポーターのマッチングを行った。(1名)

(4) ひきこもり支援者研修会・事例検討会

市町及び保健所等ひきこもり支援関係機関担当者が地域の社会資源やネットワークを活用して効果的な支援が実施できるとともに、地域支援者のスキルアップや育成を図れることを目的に、発達障害とひきこもりについての講義、ケースへの対応に関する助言を依頼して開催した。

開催月日	場所	内容	参加者	参加人数
R5. 2. 6	中讃保健福祉事務所	[講義・事例検討会] 演題 「発達障害とひきこもり」 講師 香川県ふじみ園相談支援センター 曾利 真弓氏 助言者 香川県発達障害者支援センター 新井 隆俊氏 香川県ふじみ園相談支援センター 曾利 真弓氏 中讃保健所職員より事例提供 グループで事例検討	管内の市町及び県、社会福祉協議会等	24

(5) 市町ひきこもり支援関係者情報交換会

各市町のひきこもり支援の取り組みを共有し、プラットフォームを上手く活用し、市町でのひきこもり支援体制の構築を促進することを目的に情報交換会を開催した。

開催月日	場所	内容	参加者	参加人数
R4. 11. 15	中讃保健福祉事務所	各市町のひきこもり支援の取り組みについて情報交換、情報提供や意見交換	管内の市町及び県	13

第2節 母子保健

1 医療給付等

慢性疾患を患っている児童等の当該疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成した。また、不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精に要する費用の一部を助成した。

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

区分	申請数 (承認)		区分	申請数 (承認)	
	新規	更新		新規	更新
01 悪性新生物	7	41	10 免疫疾患	0	2
02 慢性腎疾患	3	12	11 神経・筋疾患	4	21
03 慢性呼吸器疾患	0	4	12 慢性消化器疾患	5	12
04 慢性心疾患	0	15	13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	3
05 内分泌疾患	0	39	14 皮膚疾患群	0	0
06 膠原病	1	13	15 骨系統疾患	1	2
07 糖尿病	2	19	16 脈管系疾患	0	0
08 先天性代謝異常	2	10			
09 血液疾患	0	4	合計	26	197

(2) 特定不妊治療費助成事業

市町名	助成申請数	市町名	助成申請数
丸亀市	59	綾川町	7
坂出市	24	琴平町	1
善通寺市	14	多度津町	19
宇多津町	18	まんのう町	6
合計 (含男性不妊)			148

*受付日がR4. 4. 1~R5. 3. 31の申請数

2 すこやか妊娠サポート事業

(1) 女性の健康相談・不妊相談

(延べ数)

相談内容	思春期	妊娠 避妊	メンタル ヘルスケア	不妊	更年期	その他	合計
	2	6	0	1	0	2	11

(2) 思春期保健対策事業

思春期の健全な育成を支えるために、思春期保健に関する各種統計データをホームページに掲載して情報提供を行った。また思春期の健康教育のために母子保健教材の貸し出しを行った。

(3) 妊産婦メンタルヘルス対策強化事業

① 妊産婦メンタルヘルス対策関係者会

令和元年度から県内の市町において産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図るために産婦健

康診査事業（以下事業）が実施されている。その管内の関係機関が事業の実施状況や課題を共有し、今後の取組みについての意見交換を行うことで連携体制が強化され、効果的に事業が行われることを目的に開催した。

開催月日	場所	内容	対象	参加人数
R4. 12. 19	中讃保健福祉事務所	[情報提供] ・中讃管内の産婦健診実施状況 ・新型コロナウイルス流行下における産科・市町の取り組み [意見交換] ・精神科との連携について ・産後ケア事業について	・管内産婦人科医療機関及び助産所 ・管内精神科医療機関 ・管内母子保健担当課	30

② 妊産婦メンタルヘルス対策コンサルテーション

妊産婦及び乳幼児を支援する関係機関が、精神科医師から支援が困難な事例についての助言を受けることにより、各機関の役割を確認するとともに支援者のスキルアップを図ることを目的に令和5年1月31日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止とした。

3 妊産婦・乳幼児保健指導事業

(1) 保健指導

母子保健に関する家庭訪問や健康相談を実施し、育児不安の軽減などに努めた。

家庭訪問・健康相談実施状況

区分		妊婦	産婦	未熟児	新生児	乳児	幼児	身体障害児	その他	合計
訪問	実数	0	1	0	0	1	2	0	0	3
	延べ数	0	1	0	0	1	2	0	0	3
来所	実数	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	延べ数	0	0	0	0	0	0	0	2	2
電話	延べ数	2	0	0	0	0	0	0	3	5

4 エンゼルヘルス特別対策事業

(1) 管内母子保健関係者連携事業

①管内母子保健担当者会

「健やか親子21（第2次）」では、すべての国民が同じ水準の母子保健サービスを受けられることを目指している。管内母子保健担当者が相互に情報交換や協議を行うことで母子保健事業の一貫した支援や質の向上等を目的に担当者会を実施した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R4. 9. 26	中讃保健福祉事務所 (オンライン)	[情報提供] ・保健保育連携について ・特定不妊治療費助成事業（経過措置）について [情報交換] ・管内の母子保健事業について	20

(2) 関係者会（虐待等事例検討）への参加

市町要保護児童対策地域協議会・発達支援関係者会議等に参加し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図り、虐待予防や発達障害支援に努めた。

内容	回数
丸亀市要保護児童対策地域協議会	11
坂出市要保護児童対策地域協議会	7
善通寺市要保護児童対策地域協議会	3
宇多津町要保護児童対策地域協議会	8
綾川町要保護児童対策地域協議会	2
多度津町要保護児童対策地域協議会	5
四国こどもとおとなの医療センター育児支援ネットワーク会議	6
中讃地域特別支援連携協議会	1
仲善地域特別支援連携協議会	1

5 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(1) 相談支援事業

小児慢性特定疾病医療費支給認定の新規申請者を中心とした面接や、人工呼吸器装着等重症患児及び保護者に対する電話や家庭訪問による個別支援に努めるとともに、医療機関からの療育指導連絡票に対応した。

① 個別相談

区分	訪問	面接	電話	合計
延べ数(実数)	17(14)	32(29)	47	96

② 療育指導連絡票

今年度9件

(2) 小児慢性特定疾病患者への災害時に向けた支援

小児慢性特定疾病患者の中でも特に医療ニーズの高い患者に対して、災害発生時における安否確認や避難行動支援が有効に機能することを目的に、災害時要援護小児慢性特定疾病患者安否確認リスト及び災害時要援護小児慢性特定疾病患者個別支援票の作成し、支援方法の確認を行うなど関係機関との体制整備に努めた。
(継続4件)

6 気になる子どもの支援事業

(1) 発達障害児等支援研修事業

発達障害児等を持ち育てにくさを感じている保護者を支援する保健師等が、乳幼児の発達や発達障害児の特性を理解し、子どもの発達を伸ばすために適切な保健指導等ができることを目的に開催した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R4. 9. 26	中讃保健 福祉事務所 (オンライン)	[講義] 「つながることの大切さ～ひとりじゃないと思えること の強み」 講師：ペアレントメンターかがわ 横山理恵氏	31

第7章 衛生課業務

第1節 生活衛生

(1) 諸営業等施設

生活衛生関係営業等施設に対し、危害の防止及び衛生管理の徹底を図るため、各法令に基づく立入検査を実施し、監視指導を行った。特に、共同浴場を有する旅館業施設及び公衆浴場に対し、各施設の現状に沿った指導を強化し、レジオネラ症防止対策に努めた。

区 分	施設数 (R5. 3. 31 現在)	監視指導延べ件数 (件)	指導票交付枚数 (枚)	処分件数(件)
旅 館	205	82	2	0
興 行 場	18	1	0	0
公 衆 浴 場	66	13	2	0
理 容 所	332	18	0	0
美 容 所	759	59	0	0
ク リ ー ニ ン グ 所	189	4	0	0
特 定 建 築 物	105	15	0	0
合 計	1,674	192	4	0

(2) 水浴場への対応

住民が安心して利用できる環境の確保を図るため、主要・一般海水浴場の水質検査を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、検査対象の海水浴場は開催されなかった。また、遊泳用プール利用者の安全を図るため、施設への立入調査を実施し、監視指導を行った。

区 分	施 設 数	監視指導延べ件数(件)
海 水 浴 場	2	17
遊 泳 用 プ ー ル	6	6

(3) 衛生害虫への対応

住民の快適環境の確保を図るため、苦情・相談に対し、技術的な指導や助言を行った。

苦情・相談件数(件)	4
------------	---

第2節 薬事衛生

医薬品等や医薬用外毒物劇物を取扱う施設への監視指導を実施した。また、適正な取扱いについて、関係者に講習及び指導を実施した。

(1) 薬事監視

区 分		許可・届出 施設数 (R5.3.31現在)	監視指導 延べ施設数	違反発見 施設数	処分件数	
医 薬 品	薬局	171	84	6		
	製造業	専業				
		薬局	20	3		
	製造 販売業	第1・2種				
		薬局	20	3		
	卸売販売業	23	18			
	店舗販売業	80	27	1		
	薬種商販売業					
	特例販売業					
	配置	販売業				
従事者						
業務上取り扱う施設		—	30			
医 薬 部 外 品	製造業					
	製造販売業					
	販売業	—	44			
	業務上取り扱う施設	—	6			
化 粧 品	製造業					
	製造販売業					
	販売業	—	4			
	業務上取り扱う施設					
医 療 機 器	製造業					
	修理業					
	製造販売業					
	販 売 業	高度管理医療機器等	179	87	6	
		管理医療機器	783	65		
		一般医療機器				
	貸 与 業	高度管理医療機器等	58	17	3	
		管理医療機器	69	1		
一般医療機器						
業務上取り扱う施設						
薬 断 体 品 用 外 医 診	製造業					
	製造販売業					
	業務上取り扱う施設					
等 再 生 医 療 製 品	製造業					
	製造販売業					
	販売業	3	4			
	業務上取り扱う施設					
合 計		1,406	393	16	0	

(2) 毒物劇物監視

区 分		登録・届出・許可 施設数 (R5. 3. 31 現在)	監視指導 延べ施設数	違反発見 施設数	処分件数
製造業		11	9		
輸入業		1			
販売業	一般	160	63	1	
	農業用品目	53	11	1	
	特定品目	6	4		
業務上取扱者	電気めつき事業	1			
	金属熱処理事業				
	毒物劇物運送事業	6			
	しろあり防除事業				
	上記以外の業務上取扱者	—			
特定毒物研究者		4	1		
特定毒物使用者		7			
合 計		249	89	2	0

(3) 農薬危害防止講習会の開催

対象者	開催回数	参加人数
農薬販売業者等	1	47

(4) 薬物乱用防止対策

不正及び自生のけし、大麻を撲滅するため、一般に広報するとともに発見、抜去指導に努めた。
また、麻薬・覚醒剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、県から委嘱された推進員や関係機関を対象とした研修会を実施し広報啓発に努めた。

区 分	実施回数	参加人数	備考
薬物乱用防止対策連絡協議会	1	(46)	12月 書面開催
薬物乱用防止対策推進員研修会	1	61	
不正大麻・けし撲滅運動	—	—	自生けし抜去株数 11,875 本

第3節 血液対策

血液を安定的に確保するため、血液対策推進協議会及び地域、職域団体を中心に各市町、自治会、企業等の積極的な協力のもとで、献血運動を推進した。

(1) 献血状況

	献血実績			
	200mL 献 血 (人)	400mL 献 血 (人)	成 分 献 血 (人)	合 計 (人)
丸 亀 市	8	2,773	662	3,443
坂 出 市	0	1,276	457	1,733
善 通 寺 市	0	734	187	921
宇 多 津 町	3	552	69	624
綾 川 町	3	660	222	885
琴 平 町	4	152	25	181
多 度 津 町	0	619	95	714
ま ん の う 町	0	361	72	433
合 計	18	7,127	1,789	8,934

(2) 血液対策推進協議会の開催

開催月日	協議会委員数	出席委員数
3月9日	35	24

第4節 温泉

温泉の適正利用を図るため、公共の浴用に利用される温泉利用許可施設に対し、監視指導を実施した。

利用源泉数 (R5. 3. 31 現在)	利用許可施設数 (R5. 3. 31 現在)	監視指導延べ施設数
30	55	19

第5節 食品衛生

1 食品衛生

食品による事故（食中毒など）を防ぎ、食の安全安心を確保するため、食品衛生法に基づく各種営業施設や社会福祉施設等の集団給食施設に対する監視指導や食品の収去検査を実施した。特に、食中毒が多発しやすい夏期や多種類の食品が短期間に大量に流通する年末年始には、重点的に監視指導等を行った。また、ノロウイルスによる食中毒等の未然防止等のため、大量調理施設や食材の納入業者に対する監視指導を実施するとともに、調理従事者等への衛生教育の実施に努めた。

(1) 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

区 分 種 別	施設数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数		監視指導		
		継続	新規		営業停止命令	その他	立入施設数	指導票交付数	表示違反 指導票交付数
営 飲 食 店	一般食堂・レストラン等	1,015		341	3	1	470	10	3
	仕出し屋・弁当屋	63		27			48	1	
	旅館	61		30			85	2	
	その他	831		261			446	8	1
菓子（パンを含む）製造業	392			113			182	2	1
乳処理業									
特別牛乳搾取処理業									
乳製品製造業	1								
集乳業									
魚介類販売業	228			70			168	3	
魚介類売り切り営業	1						2	1	
魚肉練り製品製造業	2			3		1	8	1	
食品の冷凍又は冷蔵業	41			10			24		
かん詰又はびん詰食品製造業	171			11			12		
喫茶店営業	258			105			155		
あん類製造業	1			1			6		
アイスクリーム類製造業	51			13			37		
食肉処理業	29			14			32		
食肉販売業	233			80			172	2	1
食肉製品製造業	4						1		
乳酸菌飲料製造業									
食用油脂製造業	4			1			3		
みそ製造業	11			5			7		
しょうゆ製造業	4			5			15		
ソース類製造業	13			4			4		
酒類製造業	5			1			1		
豆腐製造業	11			2			8	1	
納豆製造業									
麺類製造業	104			44			73	2	2
そうざい製造業	101			29			54	1	2
添加物製造業	4			2			3		
清涼飲料水製造業	4			1			2		
氷雪製造業							1		
合 計	3,489			1,173	3	2	2,020	34	10

※廃案件数には、許可期限満了に伴い改正食品衛生法に基づく許可を新たに取得した施設を含む。

(2) 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

区 分 種 別		施 設 数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数		監視指導		
			継 続	新 規		営業停止命令	その他	立入施設数	指導票交付数	表示違反 指導票交付数
営 飲 食 店	一般食堂・レストラン等	595		341	16			160	7	
	仕出し屋・弁当屋	38		22				13	1	
	旅館	46		26	1			13		
	その他	465		446	176			200	1	
	調理機能を有する自動販売機	32		15						
	食肉販売業	45		34	1			36	1	
	魚介類販売業	42		25	3			35	1	
	魚介類鏡り売り営業									
	集乳業									
	乳処理業									
	特別牛乳搾取処理業									
	食肉処理業	11		7				11		
	食品の放射線照射業									
	菓子製造業	154		88	2			73	1	
	アイスクリーム類製造業	11		6				3		
	乳製品製造業									
	清涼飲料水製造業	1								
	食肉製品製造業	2								
	水産製品製造業	6		3						
	冰雪製造業									
	液卵製造業	2						6		
	食用油脂製造業	3								
	みそ又はしょうゆ製造業	11		8				8	1	
	酒類製造業	3		3				2		
	豆腐製造業	4		1						
	納豆製造業									
	麺類製造業	47		25	1			13		
	そうざい製造業	83		45	1			36		
	複合型そうざい製造業	3		2				2		
	冷凍食品製造業	2						1		
	複合型冷凍食品製造業									
	漬物製造業	19		8				6		
	密封包装食品製造業	19		11				11	1	
	食品の小分け業	9		4				6		
	添加物製造業	6		2				2		
合 計		1,659		1,122	201			637	14	

※新規許可件数には、旧食品衛生法に基づく許可の期限満了に伴い新たに許可を取得した件数を含む。

(3) 届出を要する食品関係営業施設

区 分	施設数	監視指導		
		立入施設数	指導票交付数	表示違反 指導票交付数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	33	1		
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	37	4		
乳類販売業	234	94		
氷雪販売業	4			
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	173			
弁当販売業	5	1		
野菜果物販売業	48	16		
米穀類販売業	21	7		
通信販売・訪問販売による販売業	6			
コンビニエンスストア	148	18		
百貨店、総合スーパー	95	110	9	3
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	119	10		
その他の食料・飲料販売業	241	38	1	1
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	4			
いわゆる健康食品の製造・加工業	3	2		
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	17			
農産物保存食料品製造・加工業	14			
調味料製造・加工業	14	1		
糖類製造・加工業	3			
精穀・製粉業	14	6		
製茶業	14			
海藻製造・加工業	2			
卵選別製造業	10	14		
その他の食料品製造・加工業	98	11		1
行商	4	4		
施設 集団 給食	学校	21	1	
	病院・診療所	16		
	事業所	6	1	
	その他	129	1	
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	33			
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの その他	11			
合 計	1577	340	10	5

(4) 食中毒の発生状況

年 度		29	30	1	2	3	4
管内	件数	0	1	3	6	3	4
	患者数	0	13	108	35	80	52
	死者数	0	0	0	0	0	0
県	件数	11 (6)	4 (3)	5 (2)	7 (1)	8 (4)	6 (2)
	患者数	100 (60)	125 (112)	122 (14)	50 (15)	119 (15)	61 (9)
	死者数	0	0	0	0	0	0

※県の件数の（ ）内は高松市の件数（内数）、患者数の（ ）内は高松市で発生した食中毒の患者数（内数）である。

(5) 食品衛生監視機動班

調査監視指導延べ施設数				収去検体数	延べ出動日数
要許可	指導票交付数	非許可	指導票交付数		
1,195	27	232	1	344	214

(6) 食品収去検査の結果

規格基準検査・一般食品検査 (内指導基準検査)	564 (164)
----------------------------	--------------

※詳細は別表1、別表2のとおり

(7) 衛生教育実施状況

対 象 者	実施回数	参加人数(延べ)	備 考
消費者	11	281	
営業施設等従事者	25	606	

2 家庭用品衛生

家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を実施し、家庭用品の安全性確保に努めた。

検査対象製品	検査項目	検査機関	検体数	成績
繊維製品(衣類等)	ホルムアルデヒド	中讃保健所	10	適合
住宅用洗剤 家庭用洗剤	水酸化ナトリウム 又は水酸化カリウム	中讃保健所	5	適合

別表1 規格基準検査・一般食品検査等

区分 食品の分類		検体数	違反 検体数	違反理由 (延べ数)				
				大腸 菌群	異物	添加物 使用 基準	法定外 添加物	その他
魚 介 類		23						
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	16						
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品							
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	14						
	生食用冷凍鮮魚介類							
魚 介 類 加 工 品 (かん詰・びん詰を除く)		66	1			1		
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		101						
乳 製 品		14						
乳類加工品 (アイスクリーム 類を除き、マーガリンを含む)		11						
アイスクリーム類・氷菓		33						
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		46						
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		144	1					1
菓 子 類		26						
清 涼 飲 料 水		6						
酒 精 飲 料		10						
氷 雪								
水		6						
かん詰・びん詰食品		14						
そ の 他 の 食 品		32						
添加物及びその製剤		2						
器具及び容器包装								
お も ち や								
合 計		564	2			1		1

別表2 指導基準検査

区分 食品の分類		検体数	不良 検体数	不良理由 (延べ数)			
				細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	セレウス菌
豆腐	包装豆腐						
	その他の豆腐	1	1	0	1	0	
あぶらあげ							
豆腐 たまご	包装たまご豆腐						
	その他のたまご豆腐						
豆腐 そうざい	和え物 (サラダ等)	25	6	2	5	0	
	酢の物	2	0				
	煮豆						
	揚げ物	14	2	1	1	0	
	つくだに						
うどん ゆで	包装ゆでうどん	2	0				
	その他のゆでうどん	10	0				
生菓子	まんじゅう						
	その他の和菓子	4	1	1	0	0	
	シュークリーム						
	その他の洋生菓子	2	0				
	上記以外						
調理パン		2	2	0	2	0	
調理 飯	おにぎり	6	0				
	巻きずし						
	いなりずし						
ねり 魚 製品	かまぼこ						
	竹輪						
	さつま揚げ	4	0				
生めん		18	1	1	0	1	
その他		74	7	0	7	0	0
合 計		164	20	3	16	1	0

第6節 狂犬病予防・動物愛護・乳肉衛生等

動物による人への危害防止や財産への侵害防止を図るため、市町や住民の協力を得ながら、野犬等の収容や引取り（西讃保健所管内分も含む）を行うとともに、出前教室等を通して動物愛護と適正飼養管理の普及啓発に努めた。特に土器川周辺の野犬の多い地域において、無責任なエサやりを抑止するための各種広報啓発活動を地域住民と連携して実施した。

また、保健所に収容した犬猫等のうち、所有者の判明しないものについては、ホームページで公開し、飼い主への返還に努めた。さらに、預かりボランティアに飼養預託（犬 113 頭、猫 79 匹）するなどし、犬 377 頭、猫 162 匹をさぬき動物愛護センターと連携し新たな飼い主等に譲渡した。

その他、動物取扱業等の施設への立入指導を実施した。

(1) 犬猫等の引取り状況等

市町	項目	犬				猫			その他		犬による咬傷事故	
		抑留	引取り・収容		返還	引取り・収容		返還	収容	返還	届出件数	措置命令
			所有者不明	所有者から		所有者不明	所有者から					
丸亀市		32	137	1	23	75	22	1	0	0	7	0
坂出市		6	36	1	6	27	0	0	0	0	6	0
善通寺市		10	47	0	6	12	0	0	0	0	2	0
宇多津町		1	12	3	1	11	0	0	1	1	3	0
綾川町		8	90	0	3	27	0	1	0	0	2	0
琴平町		8	6	0	2	8	0	0	0	0	0	0
多度津町		23	48	0	2	8	0	0	0	0	2	0
まんのう町		18	76	0	4	34	0	0	0	0	2	0
中讃保健所管内計		106	452	5	47	202	22	2	1	1	24	0

(2) 犬猫等に関する苦情相談状況

動物種	項目	保護など依頼	放し飼い	鳴き声	糞尿汚染	農作物等への被害	しつけ等	所有者不明動物による咬傷	行方不明	その他	合計
犬		526	33	18	14	4	1	6	218	317	1,137
猫		269	7	3	66	0	0	0	175	88	608
その他		8	0	0	1	0	0	0	5	23	37
合計		803	40	21	81	4	1	6	398	428	1,782

(3) 動物取扱業の登録・届出及び立入指導

第一種動物取扱業

登録総数 (R5.3.31 現在)	動物取扱業の種別							立入指導件数
	販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあわせん	譲受け飼養	
233	116	92	5	11	9	0	0	55

第二種動物取扱業

届出総数 (R5. 3. 31 現在)	動物取扱業の種別					立入指導件数
	譲渡し	保管	貸出	訓練	展示	
12	9	1	1	0	1	1

(4) 特定動物（危険な動物）の飼養・保管許可及び立入指導

許可総数(R5. 3. 31 現在)	立入指導件数
19	3

(5) ふぐ処理業・魚介類行商の登録及び立入指導

区 分	登録総数 (R5. 3. 31 現在)	立入指導件数
一般ふぐ処理業	51	21
特別ふぐ処理業	5	6
魚介類行商	4	4

(6) 化製場等の許可及び立入指導

区 分	許可総数(R5. 3. 31 現在)	立入指導件数
化 製 場	2	0
死亡獣畜取扱場	1	0
魚介類鳥類等施設	2	0
畜舎及び家きん舎	6	2

(7) 講習会・研修会等の開催

開催月日	開催回数	名 称	対象者	参加人数
R4. 5. 6	1	動物愛護出前教室	丸亀市立城東小学校	100
R4. 7. 12	1	地域で解決！犬猫トラブル	牛川学級（綾川町）	16
R5. 1. 11	1	地域で解決！犬猫トラブル	昭和福寿学級（綾川町）	65
R5. 1. 12	1	地域で解決！犬猫トラブル	はんざん桃源郷学習講座（丸亀市）	22

(8) 動物愛護週間関連行事〈新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためパネル展示のみ〉

月日	場所	内容
R4. 9. 1～9. 30	丸亀市立中央図書館	動物愛護等啓発パネル展示
R4. 9. 13～9. 30	綾川町生涯学習センター	動物愛護等啓発パネル展示
R4. 10. 6～10. 28	丸亀市飯山総合学習センター	動物愛護等啓発パネル展示
R5. 2. 21～3. 31	丸亀市土器町コミュニティセンター	動物愛護等啓発パネル展示

第8章 試験検査室業務

試験検査室は、中讃保健福祉事務所と西讃保健福祉事務所の管内を業務の対象範囲としている。

1 感染症対策検査

感染症法に基づき、感染症発生時に、患者及び患者家族等接触者の検査を実施した。また、H I V即日検査（予約制）を定期的（毎月第2、4水曜日）に実施するとともに、H I V検査普及週間（6月）及び世界エイズデー（12月）に合わせて臨時の検査を実施した。

令和3年3月から、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整え検査を開始した。

なお、検査の信頼性を確保するため、G L P（試験検査の業務管理要領）に基づく精度管理についても実施した。

(1) 感染症発生に伴う緊急検査

検査項目	区分	発生件数	検体数	陽性者数	
腸管出血性大腸菌	O26	中讃管内	1	65	0
		西讃管内	1	8	0
	O157	西讃管内	1	4	0
	O型不明	中讃管内	4	14	0
		西讃管内	2	10	0
	合計		9	101	0
新型コロナウイルス	SARS-CoV-2	中讃管内	—	620	174
		西讃管内	—	1	1
	合計		—	621	175

(2) H I V即日検査

区分	回数	検査数	疑陽性者数
定期	21	25	0
臨時	4(2)	5(3)	0
合計	25(2)	30(3)	0

() は西讃保健所における実施分（内数）

(3) G L Pに基づく精度管理

区分	検査項目	回数	検体数
外部精度管理	新型コロナウイルス	1	6
内部精度管理	腸管出血性大腸菌	19	38
	新型コロナウイルス	59	242

2 食品検査

食の安全確保のため、行政検査及び依頼検査を実施した。なお、検査の信頼性を確保するため、G L P（試験検査の業務管理要領）に基づく精度管理についても実施した。

(1) 規格基準等の試験検査

香川県食品衛生収去検査実施計画に基づき、493 検体の試験検査を実施した。不良検体は、アイスクリーム類（大腸菌群検出）、魚肉ねり製品（保存料の基準超過）の2検体であった。

（ ）は不良検体数（内数）

		収去検体数	収去機関				検査項目数	検査項目							輸入食品（再掲）	
			中讃保健所	西讃保健所	東讃保健所	第二機動班		微生物学的検査	理化学的検査					その他		
									食品添加物	その他						
										シアン	亜硝酸根	油（酸化・過酸化物質）	乳の成分規格			
肉類	食肉製品	15		5		10	45	15	15		15					
	生食用食肉	1				1	1	1								
乳類	乳類	25		22		3	50	25					25			
	アイスクリーム類	38 (1)	18	5 (1)		15	38 (1)	38 (1)								
	乳製品	53		33		20	53	53								
液卵・殻付き卵・卵製品		30		2		28	30	30								
魚介類・その加工品	魚介類加工品	15				15	15		15							4
	魚肉ねり製品	28 (1)		13		15 (1)	71 (1)	28	43 (1)							
	煮干等	16		16			32		32							
	たらこ	5				5	5			5						
	生かき	2				2	2	2								
	さしみ等	10				10	10	10								
野菜・果実、その加工品	野菜果実加工品	20				20	30		30							17
	輸入豆・生あん	5				1	4	5		5						
	麺類	29		6		4	19	29		29						
	漬物	19		5			14	59		59						6
	みそ・麴・甘酒	10					10	13		13						
	あん類	5					5	10		10						
	果実ソース類	15					15	45		45						3
	佃煮	15					15	30		30						
その他	レトルト・瓶詰・缶詰食品	54		10		44	78	30	48							23
	冷凍食品	45		15		30	45	45								28
	ワイン・ビール	10				10	20		20							10
	菓子類・原料	10				10	20		20							10
	調味料	12				12	48		48							
	海水（生食用かきの加工基準）	6	6				6	6								
合計		493 (2)	24	132 (1)	8	329 (1)	790 (2)	283 (1)	457 (1)	5	20		25			101

(2) 指導基準設定済食品の試験検査

食品衛生法において、細菌等に関する成分規格の定められていない食品について、食品衛生監視指導及び営業者の自主管理の指標として設定した「食品の成分規格に関する指導基準」について、検査を実施した。

区分	収去機関	中讃保健所	西讃保健所	東讃保健所	合計
	指導基準検査	164	80	10	254

(3) 依頼検査

原則として、毎週火曜日（9時～11時）に、営業者等からの食品の依頼検査を受け付けており、44検体の検査を実施した。

(4) GLPに基づく精度管理

区分	検査項目	回数	検体数
外部精度管理	理化学（ソルビン酸）	1	1
	微生物（腸内細菌科菌群）	1	2
内部精度管理	理化学（保存料・酸化防止剤・甘味料等）	21	105
	微生物（一般細菌数・乳酸菌数 等）	7	19

3 放射性物質検査

食品の放射性物質に係る安全性を確保するとともに県民の不安を払拭するため、ゲルマニウム半導体検出器により行政検査及び依頼検査を実施した。

区分	農産物	水産物	畜産物	加工食品	合計
行政検査	12	4	4	0	20
依頼検査（給食施設）	23	5	0	5	33
合計	35	9	4	5	53

また、水浴場の海水4検体についても検査を実施した。

4 家庭用品検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、検査を実施した。

検査対象製品	検査項目	中讃保健所	西讃保健所	合計
繊維製品	ホルムアルデヒド	10	5	15
家庭用洗剤	水酸化カリウム または 水酸化ナトリウム	5	0	5
合計		15	5	20

第9章 環境管理室業務

第1節 環境の保全

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び水質汚濁防止法等に基づき、特定施設等に係る届出を受理するとともに、特定施設等への立入検査を実施し、排出・排水基準等の遵守について監視、指導を行い、生活環境の保全に努めた。

また、苦情・事故等の通報については迅速に対応し、原因となった工場・事業場に対しては公害防止対策に努めるよう指導した。

(1) 届出の受理等

① 届出施設（協定工場を除く。）

区 分		設置・変更・使用 届出受理件数(件)	廃止届出 受理件数(件)	R4 年度末 工場・事業場数
大気	ばい煙発生施設	6	11	161
	揮発性有機化合物 排出施設	3	0	5
	水銀排出施設	2	0	9
	一般粉じん発生施設	8	1	43
ダイオキシン類	ダイオキシン類特定施設	1	2	26
水質	水質汚濁特定施設	58	59	807

② 特定工場における公害防止組織の整備に関する届出件数

届 出	公害防止統括者 (代理者) の選任・解任	公害防止主任管理者 (代理者) の選任・解任	公害防止管理者 (代理者) の選任・解任
受理件数(件)	18	0	38

(2) 立入検査等

立入検査等件数（大気汚染防止法第27条第3項の通知を含む。）

区 分		立入検査延べ件数 (件)	改善指示文書 交付件数(件)	指導票 交付件数(件)
大気	ばい煙発生施設	62	0	0
	揮発性有機化合物 排出施設	3	0	1
	水銀排出施設	45	0	1
	一般粉じん発生施設	59	0	2
ダイオキシン類	ダイオキシン類特定施設	59	0	0
水質	水質汚濁特定施設	75	0	6

(3) 公害等に係る苦情処理件数

大気汚染(件)	水質汚濁(件)	その他(件)	合計(件)
3	22	3	28

第2節 廃棄物対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設について、許可及び届出の受理を行った。

また、最終処分場などの一般廃棄物・産業廃棄物処理施設、排出事業所、廃棄物処理業者等への定期的な立入検査を実施し、廃棄物の保管・処理基準等の遵守について監視、指導を行い、生活環境の保全に努めた。

さらに、苦情・情報提供のあった不適正処理事案については迅速に対応し、原因となった業者等に対しては改善の指導を行った。

加えて、管内警察署及び市町との連携を密にし、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めるため、「中讃地区産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の開催や、環境監視員の委嘱を行った。

(1) 一般廃棄物

① 民間設置施設

区分	許可件数(件)	軽微な変更等届出受理件数(件)	廃止届出受理件数(件)	R4年度末施設数
ごみ処理施設 (し尿処理施設を含む)	0	7	0	17
最終処分場	0	1	0	3

② 市町設置施設

区分	届出受理件数(件)	軽微な変更等届出受理件数(件)	廃止届出受理件数(件)	R4年度末施設数
ごみ処理施設 (し尿処理施設を含む)	0	0	0	13
最終処分場	0	1	0	9

(2) 産業廃棄物

① 処理業許可、届出

区分		許可件数(件)	変更等届出件数(件)	廃止届出件数(件)	R4年度末許可業者件数(件)
産業廃棄物	収集運搬業	108	194	5	435
	処分業	8	24	1	38
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	3	19	0	16
	処分業	0	3	0	4
合計		119	240	6	493

② 産業廃棄物処理施設

区分	許可 件数(件)	変更届出 受理件数(件)	廃止届出 受理件数(件)	R4年度末 施設数
件数	0	42	0	59

<参考> 管内施設数

(R4年度末現在)

汚泥の脱水施設	※汚泥の焼却施設	廃酸・廃アルカリの中和施設	※廃油の焼却施設	廃プラスチック類の破碎施設	※廃プラスチック類の焼却施設	汚泥のコンクリート固化化施設	シアン分解施設	※産業廃棄物の混焼施設	※その他の産業廃棄物の焼却施設	木くず又はがれき類の破碎施設		その他の産業廃棄物の破碎施設	※最終処分場		合計
										木くず	がれき類		管理型	安定型	
8	0	0	0	6	0	1	0	3	2	4	12	1	19	4	59

※所長専決事項外の許可施設

(3) 指導監視及び苦情処理

区分	計画指導監視					苦情処理等事案	合計	行政処分等	
	中間処理施設	最終処分場	保管施設	建設リサイクル法	その他			行政処分	指導票交付
件数(件)	183	126	259	49	84	7	708	0	4

(4) 不適正処理防止等

① 中讃地区産業廃棄物不法防止連絡協議会

開催日	令和4年6月3日(書面)
-----	--------------

② 環境監視員の委嘱

委嘱人数	委嘱期間
21人	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日

第3節 浄化槽対策

浄化槽法及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、浄化槽や浄化槽保守点検業者に係る届出を受理するとともに、浄化槽保守点検業者の登録や浄化槽管理士証の交付を行った。

また、法定検査「不適正」の浄化槽や浄化槽保守点検業者への立入検査を行い、生活環境の保全に努めた。

(1) 浄化槽の届出

区分	設置届出 受理件数(件)	廃止届出 受理件数(件)	休止届、 再使用届 受理件数(件)	R4年度末 浄化槽設置数
件数	784	146	20	44,263

(2) 浄化槽保守点検業者の登録

浄化槽保守点検業者 ※登録件数には、新規のほか更新、廃止も含まれる。

区分	登録件数 (件)	変更届出 受理件数 (件)	管理士証 交付枚数 (枚)	R4年度末 登録業者数
件数	17	5	61	46

(3) 立入検査

区分	立入検査延べ件数 (件)
浄化槽	113
浄化槽保守点検業者	17

第4節 水道水及び飲料水

香川県簡易専用水道設置要綱に基づき、水道法に規定する簡易専用水道に係る届出を受理したほか、飲料水の水質検査の依頼を受け付けた。

(1) 簡易専用水道

区分	設置・変更・承継届 受理件数(件)	廃止届 受理件数(件)	R4年度末 施設数
件数	11	3	146

(2) 飲料水水質依頼検査受付状況 (受付回数：25回)

区分	飲料水化学試験(件)	飲料水細菌試験(件)
件数	171	169

中讃保健福祉事務所 相談・検査日時について(令和4年度)

相談内容	相談・検査日時	予約制	
生活福祉総務課 (0877) 24-9960			
子ども・女性相談	開庁時間内		
母子父子寡婦相談	開庁時間内		
生活保護相談	開庁時間内		
健康福祉課 (0877) 24-9961			
栄養相談	開庁時間内		
難病相談	開庁時間内		
保健対策第一課 (0877) 24-9962			
HIV/エイズ	相談	開庁時間内	
	検査	原則、第2・4水曜日の開庁時間内	予約制
肝炎	相談	開庁時間内	
	検査	原則、第3火曜日の開庁時間内	予約制
骨髄バンクドナー登録	原則、第3火曜日の開庁時間内	予約制	
医療相談	開庁時間内		
保健対策第二課 (0877) 24-9963			
思春期相談	専門医による相談	原則、毎月第4水曜日 14:00~16:00	予約制
	保健師等による相談	開庁時間内	
こころの健康相談	専門医による相談	原則、毎週木曜日 14:00~16:00	予約制
	保健師等による相談	開庁時間内	
酒害相談	開庁時間内		
女性の健康相談・不妊相談	開庁時間内		
子育て相談	開庁時間内		
試験検査室 (0877) 24-9965			
食品依頼検査	原則、毎週火曜日 9:00~11:00		
食品中の放射性物質検査	開庁時間内	予約制	
環境管理室 (0877) 24-9966			
水質依頼検査(飲料水)	原則、毎月第2・4水曜日 9:00~11:00		

開庁日時：年末年始(12月29日~1月3日)を除く、平日 8:30~17:15